資料3 検査検定制度概況調査結果

## 検査検定制度概況調査結果

	—	_		沈训且和:				
番号 1	府省名	뮹	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
1	警察庁	警 01	遊技機の認定 [昭和59年度]	風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する 法律(昭和23年 法律第122号)第 20条第2項	ばちんこ遊技機、回胴式遊技機、 アレンジボール遊技機、じやん球 遊技機その他遊技の用に供する玉 等の数量又は数字により遊技の結 果を表示する遊技機	遊技機の認定を受けよう とする風俗営業者	· 都道府県公安委員会	直轄
2			遊技機の型式の検定 [昭和59年度]	風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する 法律(昭和23年 法律第122号)第 20条第4項	ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、 アレンジボール遊技機又はじやん 球遊技機の型式	遊技機の型式の検定を受けようとする遊技機の製造業者又は輸入業者	·都道府県公安委員会 ·(財)保安電子通信技術協会	委託等
3			原動機を用いる歩行 補助車等の型式認定 [平成7年度]		原動機を用いる歩行補助車及び ショッピングカート	原動機を用いる歩行補助 車及びショッピングカー トの製作又は販売を業と する者	• 国家公安委員会 • (財) 日本交通管理技術協会	推薦等
4	警察庁	04	人の力を補うため原 動機を用いる自転車 の型式認定 [平成7年度]	道路交通法施行 規則(昭和35年 総理府令第60 号)第39条の3 第1項	人の力を補うため原動機を用いる 自転車 (駆動補助機付自転車)	駆動補助機付自転車の製 作又は販売を業とする者	・国家公安委員会 ・(財)日本交通管理技術協会	推薦等
5		05	原動機を用いる身体 障害者用の車いすの 型式認定 [平成4年度]		原動機を用いる身体障害者用の車 いす (電動車いす)	電動車いすの製作又は販売を業とする者	・国家公安委員会 ・(財)日本交通管理技術協会	推薦等
6		警 06	普通自転車の型式認 定 [昭和53年度]	道路交通法施行 規則(昭和35年 総理府令第60 号)第39条の5 第1項	普通自転車	自転車の製作、組立て又 は販売を業とする者	・国家公安委員会 ・(財)日本交通管理技術協会	推薦等
7	警察庁	警 07	安全器材等の型式認 定 [昭和53年度]	道路交通法施行 規則(昭和35年 総理府令第60 号)第39条の 6 第1項	牽引用具、自転車に備えられる反 射器材、夜間用停止表示器材、昼 間用停止表示器材	牽引用具、自転車に備え られる反射器材、夜間用 停止表示器材、昼間用停 止表示器材の製作又は販 売を業とする者	• 国家公安委員会 • (財) 日本交通管理技術協会	推薦等
8		08	運転シミュレーター の型式認定 [平成 6 年度]	道路交通法施行 規則(昭和35年 総理府令第60 号)第39条の7 第1項	模擬運転装置	模擬運転装置の製作又は 販売を業とする者	• 国家公安委員会 • (財) 日本交通管理技術協会	推薦等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
認定を受けようとするとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県公安委 員会 [認定通知書の 交付]	3	26, 470	2, 700 ~ 62, 300	風俗営業等の 規則及び業務 の適正化等に 関する法律施 行令第10条の 2	県公安委員会 が実施してお り、年度ごと	不詳(都道府 県公安委員会 が実年度を リの実にで の実にで のでいないない。)
検定を受けよう とするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	都道府県公安委 員会 [検定通知書に よる通知及び公 示]	3	24, 680	~	風俗営業等の 規則及び業務 の適正化等に 関する法律施 行令第10条の 2	県公安委員会 が実施してお り、年度ごと	不詳(都道員で 事業の 事業の 事業の 事業を を 事業を を で で で で で で で で で で で で で で で で で で
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	国家公安委員会 [型式認定番号 の通知及び公 示]	なし	0	183, 000	試験実施機関 が独自で決定	0	0
認定を受けよう とするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	国家公安委員会 [型式認定番号 の通知及び公 示]	なし	54	255, 000 ~ 308, 000	試験実施機関が独自で決定		不詳(型式認 定対象製品毎 の会計製型 (事業費 と出いない。)
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	国家公安委員会 [型式認定番号 の通知及び公 示]	なし	17	183, 000	試験実施機関 が独自で決定	384	不詳(型式認 定対象製品毎 の会計処理 (事業費支 出)は行って いない。)
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面·実地 ③検査場内 ④—	国家公安委員会 [型式認定番号 の通知及び公 示]	なし	54	235, 000	試験実施機関 が独自で決定	0	不詳(型式認 定対象製品毎 の会計処理 (事業費支 出)は行って いない。)
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面·実地 ③検査場内 ④—	国家公安委員会 [型式認定番号 の通知及び公 示]	なし	0	3, 150 ~ 367, 500	試験実施機関 が独自で決定	0	0
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面·実地 ③検査場内 ④—	国家公安委員会 [型式認定番号 の通知及び公 示]	なし	1	916, 000 ~ 1, 420, 000	試験実施機関 が独自で決定	142	不詳(型式認 定対象製品毎 の会業費 の会業費 出)は行って いない。)

番号1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
9	務	01	無線局の検査 (新設検査) [昭和25年度]		動通信、航空通信、海上通信、T	予備免許を受けた者(電気通信事業者、放送事業者等)	総務省(本省、総合通信局、沖縄総合通信事務所)	直轄
9	務省	01 -2	無線局の検査 (変更検査) [昭和25年度]	年法律第131号) 第18条	動通信、航空通信、海上通信、T	変更許可を受けた者(電 気通信事業者、放送事業 者等)		直轄
10	総務省	総 02	無線設備の機器の検定 [昭和25年度]	電波法(昭和25 年法律第131号) 第37条	周波数測定装置、レーダー、船舶に施設する救命用の無線設備の機器、義務船舶局の無線設備の機器、船舶地球局の無線設備の機器、航空機に施設する無線設備の機器	検定を受けようとする機 器の製造者又は輸入業者	総務省	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
予備免許を受け た者が落成 にたと の 届出後	① (全数) ②書即地 ③ 現運転停止	総通縄所[は書付] (は書付) (	○的も当達要 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	12, 194	2, 450 ~ 1, 396, 500	電波法関係多	4, 067	不詳
変更の許可を受けたら、上をの届出後	①個別 (全数) ②書面 · 実地 ③現地 ④運転停止	総通縄所[は書付更合) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	○的も当達要 ○ ○ 第るマに許設 □ ○ ○ 局 : 2 : 2 第るマに許設	6, 643	2, 450 ~ 240, 300	電波法関係手数料令第4条	1, 935	
船舶等に施設す る前段階	①型式 ②書面·実地 ③検査場内 ④運転中	総務大臣 [合格証書の交 付]	なし	6	711, 900 ~ 1, 652, 100	電波法関係手 数料令第10条		10,122 (試験業務実 施にあたって の契約額員の る。費は、 、 れていな い。)

番号 1		号	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
	務省	03	技術基準適合証明等 (特定無線設備の技 術基準適合証明及び 工事設計認証) [昭和56年度]	年法律第131号) 第38条の 2	特定無線設備	技術基準適合証明又は工事設計認証を受けようとする者(製造業者等)	・登録証明機関に、(株) アールート アタキン・デッタ・デックジー、(株) アークリン (株) アークリン・(株) アークリン・ス・グラック アース・グラック アース・グラース アース・グラック アース・グラック アース・グラース アース・グロース アース・グラース アース・グラック アース・グラン・ス・グラック アース・グラック アース・グラック アース・グラック アース・グラン・ス・グラック アース・グラン・ス・グラック アース・グラン・ス・グラック アース・グラン・ス・グラック アース・グラン・ス・グラック アース・グラン・ス・グラン・ス・グラック アース・グラン・ス・グラック アース・グラン・ス・グラック アース・グラン・ス・グラック アース・グラン・ス・グラック アース・グラン・ス・グラック アース・グラン・ス・グラック アース・グラン・ス・グラック アース・グラン・ス・グラック アース・グラン・ス・グラック アース・グラン・ス・ス・グラン・ス・グラン・ス・グラン・ス・グラン・ス・グラン・ス・グラン・ス・グラン・ス	推薦等
12		04	高周波利用設備の型 式の指定 [昭和47年度]	25年法律第131 号)第100条 ・電波法施行規 則(昭和25年電 波監理委員会規	誘導式読み書き通信設備、搬送式インターホン、一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備、超音波洗浄器、超音磁誘導機、超音波ウェルダー、電磁誘機機、軽を利用した文書複写印刷機械又は無電極放電ランプ	指定を受けようとする設 備の製造業者又は輸入業 者	総務省	直轄
	務省	05	無線設備等の点検に 使用する測定器等の 検査 (測定器等の較 正) [平成9年度]	年 法律第131 号) 第24条の2、第 38条の8、第102 条の18	無線設備の点検に用いる測定器その他の設備:①周波教計、②スペクトル分析器、③電升強度測定電流計、⑤電圧電流計、⑥標準信号発生器、⑦周波数標準器	登録点検事業者、登録証明機関	・(財)テレコムエンジニアリン グセンター(指定較正機関)	委託等
14		06	事業用電気通信設備 の自己確認 [昭和60年度]	(昭和59年法律	電気通信設備(電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備)	電気通信事業者(電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業者)	自主確認・自主保安:電気通信 事業者	
15	務	07	技術基準適合認定 (端末機器技術基準 適合認定) [昭和60年度]	(昭和59年法律 第86号)第53条 第1項、第102条	端末機器(事業用電気通信回線設備(電話用設備、無線呼出用設 備、総合デジタル通信用設備、専 用通信回線設備又はデジタルデー 夕伝送用設備)の一端に接続され るもの)	技術基準適合認定を受け ようとする者(端末機器 製造事業者等)	・総務省 (登録認定機関としての登録を受ける者が存在しない場合等において必要と認めるときに限る。) ・(財)電気通信端末機器審査協 ・(株)ディーエスピーリサーチ ・(株)ケミトックス ・デュフ・ラインランド・ジャパン(株) ・(株)コスモス・コーポレイション	推薦等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
無線局として開設する前段階	①型式・個別(全 数・抽出) ②書面・実地 ③検 ④—	登録証明機関 [技術基本は 証明書記記書の 付]	なし	36, 393		登録証明機関が独自で決定		64,088 (管理費別 途) 【財団法人テ レコエグセ ンアリングセ ンター】
設備設置前	①型式 ②書面 ③検査場内 ④一	総務大臣 [書面により申 請者に通知]	なし	286	0		0	不詳
年に1回(較正 を行った日の周 する月の翌月の 1日から起算し て1年以内)	①個別(全数) ②実地 ③検査場内 ④運転中	<ul><li>・(独)情報通信研究機構</li><li>・(財)テレコムエンジニアリングセンター(指定較正機関)[較正完了通知書の通知]</li></ul>	なし	3, 459	ター:	信研究機構:電波法関係手数料令第20条・(財) テレコムエンジニ	アリングセン	・(独)情報通信研究機構: 398 ・(財) テレ コムエンジニアリングセン ター:
設備の使用開始 前	①個別(全数) ②書面 ③— ④運転停止	_	なし	97	_		_	_
端末設備の使用前	①個別(全数) ②書面・実地 ③検査場内 ④—	総認認録定い務定いい[基端準た] を承登認て総認なて 術:基し、大機定機を合け当行な 接回機合認表で、実関関行は当行な 接回機合認表を、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	端末設備に変更が ない限り有効	2	22, 200 ~ 110, 000	登録認定機関が独自で決定	11,663 【財団法人電 気通信端末機 器審査協会】	11,340 【財団法人電 気通信端末機 器審査協会】

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
15	務	07	技術基準適合認定 (端末機器の設計に ついての認証) [平成10年度]	(昭和59年法律 第86号) 第56条 第1項、第103条	端末機器(事業用電気通信回線設備(電話用設備、無線呼出用設備、無線呼出用設備、終合デジタル通信用設備、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備)の一端に接続されるもの)	端末機器を取り扱うことを業とする者(端末機器 製造事業者等)	・総務省(登録認定機関としての登録を受ける者が存在しない場合等において必要と認めるときに限る。)・(財)電気通信端末機器審査協会・(株)ディーエスピーリサーチ・(株)ケミトックス・テュフ・ラインランド・ジャパン(株)・(株)コスモス・コーポレイション	推薦等
	務省	08 -1	製造所等の検査 (完成検査) [昭和34年度]	消防法(昭和23 年法律第186号) 第11条第 5 項	・設置された製造所等・位置、構造若しくは設備を変更した製造所等	製造所等の設置の許可を受けたもの・製造所等の位置、構造 スは設備の変更の許可を 受けたもの	· 総務大臣 · 都道府県知事、市町村長	直轄
16	務	08	製造所等の検査 (完成検査前検査) [昭和51年度]	消防法(昭和23 年法律第186号) 第11条の 2	設置又は位置、構造若しくは設備の変更の許可を受けた製造所等のうち、液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを有するもの	所等の位置、構造若しく	· 総務大臣 · 都道府県知事、市町村長 · 危険物保安技術協会	委託等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入(万円)	実施費用 (万円)
端末設備の使用前	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	総認認録定い務定いいに対して、又関関では当行な当行な当行なとといいに関関行は当行なといいに対して、設定のではいいでは、のでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	端末設備に変更が ない限り有効	928	80, 000 ~ 485, 000	登録認定機関が独自で決定	11,663 【財団法人電 気通信端末機 器審査協会】	11,340 【財団法人電 気通信端末機 器審査協会】
・製造所等を設置したと所等を設定を開きまででは、製造所等をできる。	①個別(全数) ②実地(一部書面 可) ③現地 ④運転停止(仮使 用承認により一部 運転可)	の交付]	なし	38, 013	~ 5,900,000 ※変更の000 ※変関つい許事務はに設関するではに設関するでのでのではでのでででである。 を担づしているではできません。 を担づしているでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	政・体団のる18条 団共料す第き	不詳	不詳
完成検査を受け る前において、 政令で定める工 事の工程ごと	①個別(全数) ②実地(一部書面 可) ③現転停止(仮使 用承認により一部 運転可)	証の交付]	なし	12, 979	18, 700, 000	・条項規政・体団のる項規政・体団のる現共ににより、制令地:体標政項例には1条1を対している。 は、1、1ののでは、1、1の	不詳	不詳

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
	務省	08 -3	製造庁を (	第14条の3第1項	貯蔵し、又は取り、000k1以上のも 物の最大り、000k1以上のも の(特定及外タンク貯蔵所) ・移送取所については、配管の 延長が15kmを超えるもの、又は信配でいる場所を でかつ配きでは、では、 15km以下のもの のうち、人の のうち、条の 4 の のう第 3 もの の 令第 8 もの	政院では、管理者では、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、	· 総務方臣 · 都道府保安技術協会 · 危険物保安技術協会	委託等
16	務	08 -4	製造所等の検査 (不等沈下等の場合 の特定屋外タンク財 蔵所の保安に関する 検査) [昭和51年度]	年法律第186号) 第14条の3第2	最大容量が1,000k1以上の屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所)のうち、不等沈下その他の政令で定める事由が生じたもの	不等沈下その他の政令で 定める事項が生じた特定 屋外タンク貯蔵所の、所 有者、管理者又は占有者	<ul><li>都道府県知事、市町村長</li><li>危険物保安技術協会</li></ul>	委託等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
原則 1 回 と 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	<ul><li>①個別(全数)</li><li>②国の (全数)</li><li>②国の (全数)</li><li>③国の (全数)</li><li>②国の (全数)</li>&lt;</ul>	の交付]	○置定所 ○いさ液の定特蔵 タのり少安体底基が15 ○る貯 ○夕省にン ○特蔵 ○ お板た夕省にク 陰のあるのを呼びに物板市る内 夕屋: 液の定特蔵 以外 取のじタ 10 が変に突にしているのでででである。 ないり はいり はいり はいり はいり はいり はいり はいり はいり はいり は	313 • 4 • 4 • 6 · 6 · 6 · 6 · 6 · 6 · 6 · 6 ·	5, 260, 000	・条項規政地の準令・体団のる22条消の、制令方手に第地:体標政項例は46に第2公数関22方地の準令にに比460院ののででは、1物す条目ののでは、1がする。 共公数関表が定常 1 物す条団のる 共公数関表が定常 1 物す条団のる 共公数関表が定	不詳	不詳
製造所等の完成 後に、下 など一定の事 が生じた場合	①個別(全数) ②実地(一部書面 可) ③現地 ④運転停止	市町村長等 [保安検査済証 の交付]	なし	0	4, 400, 000	・条項規政地の準令・体団のる22条消の、制令方手に第地:体標政項例防4角に第公数関23方地の準令ににに第公数関23方地の準令にには第1、物寸条団のる、共公数関表づ定。 共公数関表づ定	不詳	不詳

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
17	務	09 -1	検定対象機械器具等 の検定 (型式承認に係る試験) [昭和38年度]	年法律第186号)	消防円機械器具等の5ち、消防法 施行令で定める14品や5日し、計断開設 備等の基幹的な部品なる り再使に対 り事にしなる。消火器用消水ホ の。消火器、変消、金属 の。消火器、水 の。消火器、水 の。消火器、水 の。消火器、水 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。	型式承認を受けるため検定対象機械器具等についての試験を受けようとする者	日本消防検定協会	委託等
17	務	09	検定対象機械器具等 の検定 (個別検定) [昭和38年度]	消防法(昭和25 年法律第186号) 第21条の 8	消防用機械器具等のうち、消防用機械器具等のうち、消防用機械器具等のうち、消防用設備等の基件の方面(試験等を対象による。)の消火器用消火薬剤、、河水器、水器、水器、水器、水器、水器、水器、水器、水器、水器、水器、水器、水器、水	型式承認を受けた者で当 該型式承認に係る検定対 象機械器具等に係る個別 検定を受けようとする者	日本消防検定協会	委託等
18	務	10 -1	石油加速 (事本 では では できない できない できない できない できない できない できない できない	ン事業法(昭和 47年法律第105 号)第16条第1 項、第4項、第 18条第1項、第	「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」の別表第一、二に掲げる工事を完成し、主務大臣に対して検査を申請した事業用施設		総務大臣、経済産業大臣、国土 交通大臣	直轄
18	務	10 -2	石油パイプライン事業用施設の検査※ (事業用施設の保安 検査) [昭和47年度] <経済産業省(67)、 国土交通省(99) と 共管>	ン事業法(昭和	事業用施設(送油圧送機及び送油 導管並びにこれらの付属設備)	石油パイプライン事業者	総務大臣、経済産業大臣、国土 交通大臣	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
型式承認を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	一(協定実結総型[験付(式合通 本文関した基定を表式型結し型承は知 はに大を式果に通承を を表式と通知としの はに大を式まに通承を にはいた。 には、 には、 には、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが	なし	240	12, 200 ~ 130, 000	日本消防検定 協会が独自で 決定	940	108, 946
型式者認を受型検知の表別を受理検認を受理検認を受理検認を対象係のである。	①個別(抽出) ②実地 ③現地 ④—	日会機関 目 日本	なし	18, 540, 272	9 ~ 13, 965	日本消防検定 協会が独自で 決定	117, 164	117, 164
当該事業用施設 の工事完成後な ど	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	総務大臣、経済 産業大臣、 を 変通大臣 「完成検査合格 証の交付]	なし	2	526, 300	石油パイプラ イン事業法 33条及びライン 第3条イプ法施 第3条第1項	105	1 (検査に関し 要し た旅通者(経済 産業省分を除 く。))
前回られた。 前回らたをだける。 が集年の前には、 の1日超にでする。 の1日超にでする。 の1日超にでする。 の1日超にでする。 の1日超にでする。 の1日超にでする。 の1日超にできる。 の1日 1日油事設る 2 1日油事設る 2 1日油事設る 2 1日油事設る 2 1日油事設る 2 1日油事設る 2 1日油事設る 3 1日油車が 3 1日油を 3 1日	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	総務大臣、経済 産業大臣、国土 交通大臣 [検査結果通知 書の交付]	検査周期は最大で13か月 (ただし、石事とし、イプラインを第1年を第2月形を3年間を3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3	1	526, 300	石油パイプラ イン事業33条及びライン第 33条及プライン 事業法施イン 第3条第2項	53	1 (検査に関土 を除費(経済 を強当省分を除 く。))

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
19			事業所の新設又は変 更の確認※ [昭和50年度] <経済産業省(85) と共管>	石油コンビナー ト等災害防止法 (昭和50年法律 第84号) 第11条 第1項	第1種特定事業者のうち石油と高 圧ガスを共に扱う特定事業所(レ イアウト事業所)の事業所内の配 置等	レイアウト事業所の新設 又は変更をする特定事業 者	総務省、経済産業省	直轄
20	務省	12	特定防災施設等の設 置の検査 [昭和50年度]	卜等災害防止法 (昭和50年法律 第84号)第15条 第2項	特定防災施設等(流出油等防止 堤、消火用屋外給水施設、非常用 通報設備)	特定事業所において特定 防災施設等を設置した特 定事業者		直轄
21	務省	13		25年法律第186 号)第8条の3 ・消防法施年の3 ・消防活の令令 第37号) が消防形和36年年 の3 ・消防昭和36年号) 関省省条の5	カーテン、布製ブラインド、暗 幕、じゅうたん等、展示用合板、 どん帳その他舞台において使用す る幕及び大道具の合板、工事用 シート	登録表示者のうち防炎物品又はその材料が防炎性能を有することを登録確認機関に依頼するもの	・(財)日本防炎協会 ・(財)日本繊維製品品質技術センター ・自主確認・自主保安:消防庁 長官の表示を受けた防炎表示を 付する者	推薦等
	務省	14		・消除法(昭和 25年第186 号)第17条の3 の2 ・消防和36年 則(紹令第6号) 第31条の3、第 31条の4	一定の用途及び規模の建物に設置 義務がある消防用設備等又はこれ らの部分である機械器具は37種類	消防用設備等の製造、販売又は輸入を業とする者	・(財)日本消防設備安全センター ・(社)日本消防放水器具工業会 ・(社)全国避難設備工業会 ・(社)日本電気協会 ・(社)電線総合技術センター ・(社)日本内燃力発電設備協会 ・日本消防検定協会	推薦等
23	総務省	総 15	特殊消防用設備等の性能評価 [平成16年度]	消防法(昭和25 年法律第186号) 第17条第3項、 第17条の2、第 17条の2の2	特殊消防用設備等	防火対象物の関係者で、 通常用いられる消防用設 備等に代えて特殊消防用 設備等を設置しようとす る者	・日本消防検定協会 ・(財) 日本消防設備安全セン ター	推薦等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
新設又は変更の 工事完了後	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転中	総務大臣、 大臣、 大臣、 大臣、 大臣、 大臣、 計画るとの で 記述して 記述して 記述の で で で で の で で の で の で の で の で の で の で	なし	19	~	石油コンビ ナート等災害 防止法施行令 第43条	304	100 (検査に要し た旅費(経済 産業省分を除 く。))
特定防災施設等 の設置後	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転中	市町村長等 [検査済証の交 付]	なし	不詳	22,000~ ※流出油等防外に場及び屋に基本をでいて手数に、さればいて手数料がある。	地方公共団体 の手数料の原 準に関する政 令第104に基 づき条例に規 定	不詳	不詳
防炎性能を有することの確認を受けようとする とき	①型式・個別(抽 出) ②実地 ③検査場内 ④—	一(登録を表示で表す。 一(登録を表示で表す。 一、登録を表示で表す。 一、では、 一、では、 一、では、 一、では、 でで、 でで、 たで、 たで、 たで、 たで、 たで、 たで、 たるで、 たる	なし	1,849	4,600 ~ 9,000	登録確認機関が独自で決定	7, 630	9, 978
認定を受けようとするとき	①一 ②書面・実地 ③一 ④一	一 (登録記定機関に におい消防防法・(では にたい、のるとは にたいののでは により を により を により を により を に が が に が が に が が に が が に が が が が が が	なし	802	不詳	登録認定機関が独自で決定	不詳	不詳
特殊消防用設備 等の性能評価を 受けようとする とき	①— ②書面 ③— ④—	一 (協会機) (協会機) (関に大性性 (基準) (基準) (基準) (基準) (基準) (基準) (基準) (基準)	なし	8	1, 050, 000 ~ 3, 150, 000	協会及び登録	1, 286	1, 583

番号	省	号	制度名	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形
1	名	2	[創設年度]					態
24	部	01 -1	原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原	燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和 32年法律第166	試験研究の用に供する原子炉施設 (うち、使用前の原子炉施設が対 象)	・試験研究の用に供する原子炉の設置者であって 原子炉の設置者であって 選転を開始する前の 者・試験研究の用に供する 原子炉の設置者であっ て、原子炉施設を変更する者	文部科学省	直轄
24	部	01 -2	原子炉施設の検査※ (原子炉施設の検査接 検査、原子炉施設の うち輸入したものの 溶接検 [昭和61年度] <経済産業省(93) と共管>	燃料物質及び原 子炉の規制に関	・原子炉容器その他の主務省令で 定める原子炉施設であって、溶接 をするもの ・溶接をした原子炉格納容器その 他の主務省令で定める原子炉施設 であって輸入したもの	溶接施行工場	• 文部科学省 • (独)原子力安全基盤機構	委託等
24	部	01 -3	原子炉施設の検査※ (原子炉施設のうち 一定のものの性能に 関する定期検査 [昭和23年度] <経済産業省(93) と共管>	燃料物質及び原	原子炉施設のうち、核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関 する法律施行令で定めるもの	試験研究の用に供する原 子炉を設置する者	文部科学省	直轄
25	部	02 -1	施設等に係る施設検	燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和 32年法律第166	核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律施行令で定 める核燃料物質の使用施設等	・核原料物質、核燃料物質、核燃料物質、核燃料物質の規制に関する法律施質の定定める核燃料物度の用を開始する。 核燃料物度の用を開始する前の者。 ・施行令で定める核燃料、使用をで変更する者を変更する者	文部科学省	直轄
25	部	02 -2	核燃料物質の使用施設等の検査 (使用施設等に係る 溶接検査) [昭和61年度]	核原料物質、核 燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和 32年法律第166 号)第55条の3	核燃料物質の貯蔵容器その他の文部科学省令で定める使用施設等であって、溶接をするもの	溶接施行工場	• 文部科学省 • (独)原子力安全基盤機構	委託等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
試験研究の用に 供する原子炉の 使用の開始前	①— ②書面・実地 ③— ④—	文部科学大臣 [使用前検査合 格証の交付]	検査を受けた施設 に変更がない限り 有効	18	520, 300 ~ 1, 325, 100	核原料物質(及規 核燃原 関本 を を が で の の の の の の の の の の の の の	1, 173	547
原子炉施設の使 用前	①一 ②書面・実地 ③一 ④一		検査を受けた施設 に変更がない限り 有効	2		核核原料物質 核燃料物質 が原子炉の の原 の原 のの のの のの のの のの のの のの の	2	30
毎年1回定期	①一 ②書面・実地 ③一 ④運転停止	文部科学大臣 [施設定期検査 合格証の交付]	なし	13	~	核核原料物質 核燃料料物原子 関子関行でする 第6 第6 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7	291	370
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	①— ②書面・実地 ③— ④—	文部科学大臣 [検査合格証の 交付]	検査を受けた施設 に変更がない限り 有効	13	149, 600	核核原料物質の 核核が 原料物質の を が開いた の の の の の の の の の の の の の	224	202
核燃料物質の使 用施設等の使用 開始前	①— ②書面・実地 ③— ④—	文部科学大臣又 は(独)原子力安 全基盤機構 [溶接検査合格 証の交付]	検査を受けた施設 に変更がない限り 有効	9		核原料物質、 核燃料物質、 及燃料物質の 現場で 関係を 関係を を が が 関係 を が を が の の の の の の の の の の の の の の の の	548	134

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
26		03	廃棄物の工場又は事業所の外における廃業所の外における廃棄に関する確認※ [昭和53年度] <経済産省(91)、 国土交通省(129) と 共管>		核原料物質、核燃料物質の大変に を原料物質で、核燃料物質の 大変のの 大変のの 大変のの 大変のの 大変のの 大変のの 大変のの 大変のの 大変のの 大変のの 大変のの 大変のの 大変のの 大変の 大変	試験研究の用に供する原 子炉の設置者又は核燃料 物質の使用者	· 文部科学省 · (独)原子力安全基盤機構	委託等
27	部	04 -1	核燃料物質等の運搬 に関する確認※ (運搬に関する確認) [昭和53年度] <経済産業省(92)、 国土交通省(130) と 共管>	核原料物質、核 核料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和 32年法律第166 号)第59条	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物 (うち、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止及び核物質防護のため特に必要があるとして政令で定める場合が対象)	核原料物質、核燃料物質 及び原子炉の規制に関す る法律施行令でを燃料物質 る法律施行令で核燃料物質 合において核燃料物質 は核燃料物質によってる は核燃料物を運搬する いた物を 運搬する が 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	・文部科学省 ・(独)原子力安全基盤機構(承 認容器による運搬に係るものに 限る。)	委託等
27	部	04 -2	核燃料物質等の運搬 に関する確認※ (輸送容器の承認) [昭和53年度] <経済産業省(92)、 国土交通省(130) と 共管>	燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和 32年法律第166	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬に使用する 容器	政令で定める場合において核燃料物質又は核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物で運搬する試験研究炉設置者及び核燃料物質使用者	文部科学省	直轄
28	部	05	放射性同位元素の使 用施設等の検査 (施設検査) [昭和32年度]	放射性同位元素 等による放射線 障害の防止に関 する法律(昭和 32年法律第167 号)第12条の8	放射性同位元素等を取り扱う使用施設・廃棄詰替施設等	特定許可使用者又は許可 廃棄業者のうち、一定要 件を満たす放射性同位記 素等を取り以う使用施設 をの設置 とする者	(財)原子力安全技術センター	推薦等
28	部	05	放射性同位元素の使 用施設等の検査 (定期検査) [昭和32年度]	放射性同位元素 等による放射線 障害の防止に昭 する法律第167 号)第12条の9	放射性同位元素等を取り扱う使用施設・廃棄詰替施設等	特定許可使用者又は許可 廃棄業者のうち、一定要 件を満たす放射性同位元 素等を取り扱う使用施設 等を一定期間使用する者	(財)原子力安全技術センター	推薦等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
試験な 供設 で原子な にの にの にの にの にの にの にの にの にの にの	①個別(全数) ②一 ③現地 ④一	文部科学大臣又 は(独)原子力安 全基盤機構 [確認証の交 付]	なし	0	102, 300	核核が原 関 料物が が 関 質 質 の る 66 66 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	0	0
試験研究の用に 供設で で原子は使力を で原子は使用を が、燃料料でを を燃かっ物で では はないかで では はないかで では はないかで では はないかで では はないかで では れの れの の の の の の の の の の の の の の	①一 ②書面・実地 ③一 ④一	文部科学大臣又 は(独)原子力安 全基盤機構 [運搬確認証の 交付]	なし	19	66, 800 ~ 1, 030, 200	核原料物質、 核燃料物質、 技燃料物質質、 及規 を 所に 関行令 第 表 第 表 第 ま 第 日 ま 第 日 ま の る 6 6 6 8 表 第 り 日 り る り り り り り り り り り り り り り り り り	149	317
	①— ②書面・実地 ③— ④—	文部科学大臣 [容器承認書の 交付]	承認容器として使用する期間(申請により更新可)	9	~	核核が別 線原料物 原 線 が 所 関 が 所 関 に 施 う 年 り 行 年 及 が り ま り き り う り り り り り り り り り り り り り り り り	141	333
放射性同位元素等を取り扱う使用施設等の使用前	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	(財)原子力安全 技術センター [施設検査合格 証の交付]	検査を受けた施設 に変更がない限り 有効	151	1, 679, 300	放射性に 放射性に は に は に に に に に に に に に に に に に	10, 329 (施設検査及 び定期検査)	9,749 (施設検査及 び定期検査)
○特者者者伴合のか ○定施施日期5 非定、:う格定ら 上許設設又検年 非定、:う格定ら 上許設設又検年 以使置在前の内 の者伴合のか ○大田での の 業にの回日 特:う格定ら	①個別(全数) ②実地 ③現転停止	(財)原子力安全 技術センター [定期検査合格 証の交付]	○非密封線源の特定許可使用者:3 「定許可乗業者:3 ○上記以外の特定 許可使用者:5	225	· ~	放射性にまいる ( ) 放射性によい ( ) 放射性によい ( ) がまり ( ) できる ( ) がまり ( ) できる		9,749 (施設検査及 び定期検査)

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
29		06	放射性同位元素等の 設計認証等 [昭和32年度]	放射性同位元素 等による放射線 障害の防止に関 する法律(昭和 32年法律第167 号)第12条の2	放射線障害防止のための機能を有する部分の設計等について、文部科学大臣又は登録認証機関によって承認された放射性同位元素装備機器	放射性同位元素装備機器 を製造し、又は輸入しよ うとする者	(財)原子力安全技術センター	推薦等
30		07	放射性同位元素等の 運搬物確認 [昭和32年度]	放射性同位元素 等による放射線 障害の防止に関 する法律(第167 号)第18条第 2 項	放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物のうち、文部科学大臣の定める放射能の量を超える放射性輸送物(BM型輸送物・BU型輸送物)	許可届出使用者等のうち、放射線障害の防止のために特に必要があるとされる放射性同位元素等を工場又は事業所の外で運搬する者	(財)原子力安全技術センター	推薦等
31			教科書の検定 [昭和22年度]	学校教育法(昭和22年法律第26号)第34条第1項、第49条、第62条、第70条、第82条	著作者又は発行者が、文部科学大臣に検定を申請した図書		文部科学省	直轄
32		01	病院等の構造設備の 使用前検査 [昭和23年度]	医療法(昭和23 年法律第205号) 第27条	病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を 有する助産所の構造、設備	病院、患者を入院させる ための施設を有する診療 所又は入所施設を有する 助産所	・地方厚生局 ・都道府県	直轄
33		02	理容所の使用前の確認 [昭和30年度]	理容師法(昭和 22年法律第234 号)第11条の 2	理容所の構造設備	理容所の開設者	都道府県(保健所設置市、特別 区)	直轄
34		03	美容所の使用前の確 認 [昭和30年度]	美容師法(昭和 32年法律第163 号)第12条	美容所の構造設備	美容所の開設者	都道府県(保健所設置市、特別 区)	直轄
35			クリーニング所の使 用前の確認 [昭和39年度]	クリーニング業 法(昭和25年法 律第207号)第5 条の2	クリーニング所の構造設備	クリーニング所の開設者	都道府県(保健所設置市、特別 区)	直轄
36		05	製品検査(食品・添加物等の検査) [昭和23年度]		タール色素(販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用するもの)	販売し、販売の用に供す		推薦等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
放射性同位元素 装備機器の認証 を受けようとす るとき	①個別(全数) ②実地(必要に応 じて) ③現地(必要に応 じて) ④運転停止	[認証番号等の表	なし	○設計認証: 22 ○特定設計認 証:1	○設計認証: 210,100 ○特定設計認 証: 210,100	放射性同位元 素等には まの防 は まの防 は は 施 行 令 第 3 3 号 の 第 3 1 項 第 3 3 号 の り の り の り の り の り の り の り の り の り の	504	460
確認を受ける放射性輸送物を運搬する前	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	(財)原子力安全 技術センター [運搬確認証の 交付]	運搬するごとに確 認を実施	383	~	放射性に同位元 放射性に に は に に に に に に に に に に に に に	1, 620	1, 764
検定の申請がな されてから検定 の決定又は検定 審査不合格の決 定がなされるま で	①一 ②一 ③一 ④一 (申請図書及び添 付書類について、 文部科学省におい て審査)	文部科学大臣 [検定決定の通 知]	基本的には学習指 導要領の改訂まで	152	小学校用270 円/ページ、 中学校用440 円/ページ、 高等学校用 540円/ページ (下限54,000 円、ページ数 はA5版換算)	教科用図書検 定規則第13条 第1項	1, 511	不詳
病院、患者を入 院させる有するの 施設を又はする所 設を不するの診 療所を有ける助権 設をにはる助構を 所に 前	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	都道府県知事及 び地方厚生局長 [承認書の交 付]	検査を受けた施設 に変更がない限り 有効	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳
	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事 (保健所設置市 は市長、特別区 は区長) [確認書を交 付]	なし	3, 041	不詳	地方公共団体の条例による	不詳	不詳
美容所を開設しようとするとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事 (保健所設置市 は市長、特別区 は区長) [確認書を交 付]	なし	9, 779	不詳	地方公共団体の条例による	不詳	不詳
クリーニング所 を開設しようと するとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事 (保健所設置市 は市長、特別区 は区長) [確認書を交 付]	なし	3, 494	不詳	地方公共団体の条例による	不詳	不詳
タール色素(着色料)を販売 し、販売の用に 供するために陳 列し、又は営業 上使用するとき	①個別(抽出) ②実地 ③検査場内・実地 ④—	検査の実施主体 登録検査機関 [製品検査合格 証の交付]	なし	139		登録検査機関 が独自で決定	不詳	不詳

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
37			獣畜のとさつ又は解 体検査 [昭和28年度]	と畜場法(昭和 28年法律第114 号)第14条	牛、馬、豚、めん羊及び山羊	と畜業者	· 都道府県 · 保健所設置市	直轄
38			専用水道布設工事の 設計の確認 [昭和32年度]	水道法(昭和32 年法律第177号) 第32条	専用水道に係る施設	専用水道の設置者	・都道府県 ・保健所設置市 ・特別区	直轄
39			簡易専用水道の管理 についての検査 [昭和53年度]	水道法(昭和32 年法律第177号) 第34条の2第2 項	簡易専用水道に係る施設	簡易専用水道の設置者	・地方公共団体 ・厚生労働大臣の登録を受けた 者:公益法人((財)ビル管理教 育センター、(社)日本食品衛生 協会、(財)食品薬品安全セン ター、(財)日本環境衛生セン ター、(財)日本文化用品安全対験所、(財)関西環境管理技術セン を一、(財)日本文・関連のででは が、(大)関西環境管理技術で が、(大)関西環境管理技術で が、(大)関西環境管理技術で が、(大)関西環境管理技術で が、(大)関西環境管理技術で が、(大)関西環境管理技術で が、(大)関西環境管理技術で が、(大)関西環境管理技術で が、(大)関係で、(大)、(大)、(大)、(大)、(大)、(大)、(大)、(大)、(大)、(大)	推薦等
40			医薬品、医療機器の 検定※ [昭和35年度] <農林水産省(52) と共管>	・ 第145 ・ 第145 号・第145 号・第15年 第1	生物学的製剤(ワクチン、血液製剤等)	検定対象品を指令により、 14条の名の名の記述を取るという。 14条の名の名の記述を取るといる。 15年の名の名のののでは、 15年の名の名ののでは、 15年の名の名のでは、 15年の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名	国立感染症研究所国立医薬品食品衛生研究所	直轄
41	生	生 10	新規化学物質の届出 に基づく審査※ [昭和48年度] <経済産業省(86)、 環境省(148) と共管 >	及び製造等の規制に関する法律 (昭和48年法律	新規化学物質	新規化学物質の製造又は 輸入をしようとする者	薬事・食品衛生審議会、化学物 質審議会、中央環境審議会の合 同委員会	直轄
42			食鳥検査 [平成3年度]	食鳥処理の事業 の規制及び食鳥 検査に関する法 律(平成2年法 律第70号)第15 条	鶏、あひる、七面鳥	食鳥処理業者(認定小規 模食鳥処理業者を除 く。)	·都道府県、保健所設置市、特別区 ·指定検査機関((社)岩手県 獣医師会等)	委託等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
獣畜のとさつ又 は解体しようと するとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転中	都道府県知事、 保健所設置市長 [合格印の押 印]	なし	生: 1,232,444 馬: 14,603 豚: 17,113,860 めん羊: 5,379 山羊: 2,383	牛: 200~1,520 仔牛: 100~1,300 馬: 200~1,520 豚: 100~1,300 めん羊・山 羊: 60~1,300	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳
専用水道の布設 工事に係る確認 申請があった場 合	①— ②書面 ③— ④—	・都道府県知事 ・保健所設置市 の市長 ・特別区の区長 [通知]	なし	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
定期(1年以内 ごとに1回)	①— ②書面·実地 ③現地 ④運転中	一 (合格付与を行 うも 検査を く、査類を もの)	1	不詳	不詳	地方公共団 体、登録検査 機関等が独自 で決定	不詳	不詳
医薬品等を販売した。 という	①個別(全数) ②一 ③検査場内 ④運転停止	・究・品【究国知府知のの県合通に品ををで国所国衛国所家書県、検送知格知合又納検封立 立田が検に知か定付事を、格はめ定出をでいる。 東京染行成りあ所格都、験つた療容格染 薬究染行成りあ所格都、験つた療容格染 薬の染症 温所をする 大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	なし	1, 081		薬第薬三基要し大るでは、	69, 822	52, 952
新規化学物質の 製造又は輸入を しようとすると き	①— ②書面 ③— ④—		なし	577	0		0	不詳
食鳥をとさるとさっしました。 (内) ない は と は と は と か で と と と で で と と と で で と と と と し と し と ひ び た と と と と と と と と と と と と と と と と と と	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転中	・都道府県知事 ・保健所設置市 長 ・特別区長 [一]	なし	ブロイラー: 653, 201, 828 成鶏: 93, 601, 491 その他: 2, 523, 231	ブロイラー・ 成鶏: 3〜6	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳

番号 1	府省名	号	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
43	生	12	特定機械等の検査 (ボイラーの構造検 査) [昭和22年度]	7 + 17 + 2 + 11 +	ボイラー	ボイラーを製造した者	・都道府県労働局 ・登録製造時等検査機関((社) 日本ボイラ協会、(社)ボイラ・ クレーン安全協会(規則第5条 第1項に規定する特定廃熱ボイ ラーに限る。))	推薦等
43	生	12	特定機械等の検査 (ボイラーの溶接検 査) [昭和22年度]	7 + 17 + 2 + 11 +	溶接によるボイラー	溶接によるボイラーの溶 接をしようとする者	・都道府県労働局 ・登録製造時等検査機関:(社) 日本ポイラ協会、(社)ポイラ・ クレーン安全協会(規則第5条 第1項に規定する特定廃熱ボイ ラーに限る。)	推薦等
43	生	12	特定機械等の検査 (ボイラーの使用検 査) [昭和22年度]		輸入等されたボイラー	ボイラーを輸入等した者	・都道府県労働局 ・登録製造時等検査機関:(社) 日本ポイラ協会、(社)ポイラ・ クレーン安全協会(規則第5条 第1項に規定する特定廃熱ボイ ラーに限る。)	推薦等
43	生	12	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の 構造検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生 法(第57号)第38 条第1項 ・ボイラー及び ・ボイラー及び ・ボイ容器安全知 ・ボイ容器な ・ボイ容器 ・ボイ容 ・ボイ容 ・ボイ容 ・ボイ容 ・ボイ容 ・ボイ容 ・ボイ容 ・ボイ容	第一種圧力容器	第一種圧力容器を製造し た者	都道府県労働局	直轄
43	生	12	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の 溶接検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生 法(第57号)第38 条第1項ラー及全 条第1項ラー及全 が大容昭令第33号) を対しての が規 が が が が が が が が が が が が が が が が が が	溶接による第一種圧力容器	溶接による第一種圧力容 器を溶接しようとする者	都道府県労働局	直轄
43	生	12	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の 使用検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生 法(昭和47年法 律第57号)第38 条第1項 ・ボイラー及び 圧力容昭女全 則(10年 (10年 (10年 (10年 (10年 (10年 (10年 (10年	輸入等された第一種圧力容器	第一種圧力容器を輸入等 した者	都道府県労働局	直轄
43	生	12	特定機械等の検査 (移動式クレーンの 製造検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生 法(昭和47年法 律第57号)第38 条第1項 ・クリレー昭和47 年労働省令第34 号)第55条、第 59条	つり上げ荷重が3トン以上の製造された移動式クレーン	移動式クレーンを製造し た者	都道府県労働局	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
ボイラーを製造 したとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	構造検査実施者 [ボイラーに刻 印を押し、か つ、書に構造検査 済の印を押して 交付]	なし	721	~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	22, 294	8,305 (特定機械等 検査用備品)
溶接によるボイ ラーの溶接をし ようとするとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	溶接検査実施者 [ボイラーに刻 印を押し、か つ、ボイラー溶 接明書に溶接 検査済の印を押 して交付]	なし	387	~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	12, 550	8,305 (特定機械等 検査用備品)
ボイラーを輸入 等したとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	使用検査実施者 [ボイラーに刻 印を押し、か つ、ボイラー検査 がある。 で使用検査 済の印を押して 交付]	なし	721	· ~	労働安全衛生 会 会第3条及び 別表第1	22, 294	8,305 (特定機械等 検査用備品)
圧力容器を製造 したとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県労働局 長。「第一種圧力容 器に刻印で、第一種圧力等 し、かつ容器で 種田神子の容 を 種田神子のと で で で で で で で で で で で で の で の で の で の	なし	3, 217	· ~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	56, 470	8,305 (特定機械等 検査用備品)
溶接による第一 種圧力容器の溶 接をしようとす るとき	①個別(全教) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県労働局 長。「第刻中で 器に対す し、かつで、器を を を を を を を を を は を の の の の の の の の の	なし	2, 417	~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	96, 585	8,305 (特定機械等 検査用備品)
第一種圧力容器 を輸入等したと き	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県労働局 長 [第一種圧力容 器に刻印を押 し、かつ、器明細 種圧力容器明細 書に使用検査済 の印を押して交 付]	なし	3, 217	· ~	労働安全衛生 法関係全条及び 分第3条 別表第1	88, 821	8,305 (特定機械等 検査用備品)
移動式クレーン を製造したとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県労働局長 長の動式クレーンに入り、 一の大力をである。 一の大力をできる。 一の大力を 一のたる 一のたる 一のたる 一のたる 一のたる 一のたる 一のたる 一のたる	なし	1, 543	~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	64, 365	8,305 (特定機械等 検査用備品)

番号 1	府省名	号	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
43	生	12	特定機械等の検査 (移動式クレーンの 使用検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生 法(昭和47年法 律第57号)第38 条第1項 ・クレーン等安 全規則(昭和47 年労働省令第34 号)第57条	つり上げ3トン以上の輸入等され た移動式クレーン	移動式クレーンを輸入等した者	都道府県労働局	直轄
43	生	12	特定機械等の検査 (ゴンドラの製造検 査) [昭和44年度]	7 + 17 + 2 + 11 +	製造されたゴンドラ	ゴンドラを製造した者	都道府県労働局	直轄
43	生労	12 -	特定機械等の検査 (ゴンドラの使用検 査) [昭和44年度]		輸入等されたゴンドラ	ゴンドラを輸入等した者	都道府県労働局	直轄
43	生労	12	特定機械等の検査 (ボイラーの落成検 査) [昭和22年度]		設置されたボイラー	ボイラーを設置した者	労働基準監督署	直轄
43	生労	12 -	特定機械等の検査 (ボイラーの変更検 査) [昭和22年度]		主要な部分又は設備を変更したボイラー	ボイラーの主要な部分又は設備に変更を加えた者	労働基準監督署	直轄
	生労働省	12 - 13	特定機械等の検査 (ボイラーの使用再 開検査) [昭和22年度]	法 (昭和47年法 律第57号) 第38 条第1項 ・ボイラー及び 圧力容器安全規 則 (昭和47年労 働省令第33号) 第46条	使用しようとするもの	使用を休止したボイラー を再び使用しようとする 者		直轄
43	生労	12 -	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の 落成検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生 法(昭和47年法 律第57号)第38 条第1項 及び 下力容器安全 規 則(省令第33号) 第59条	設置された第一種圧力容器	第一種圧力容器を設置し た者	労働基準監督署	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
移動式クレーンを輸入等したとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都長 長 [移動刻かレー し、力を移動を がいたがしたがない。 は、力をである。 は、力をできる。 は、力をである。 は、力をできる。 は、力をできる。 は、力をできる。 は、力をできる。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと	なし	1, 543	~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	1, 543	8,305 (特定機械等 検査用備品)
ゴンドラを製造 したとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道長 原果労働局 原 ドラに、デラーで、 ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア	なし	742	~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	16, 775	8,305 (特定機械等 検査用備品)
ゴンドラを輸入 等したとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道原県労働局長 同様を対し、対し、対し、が では、がいる。 では、がいいには、がいいでは、は、対し、ドラ明のは、は、対し、ドラ明を押では、は、対しては、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	なし	36	~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	706	8,305 (特定機械等 検査用備品)
ボイラーを設置 したとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [ボイラー検査 証の交付]	1	550	~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	7, 195	8,305 (特定機械等 検査用備品)
ボイラーの主要 な部分又は設備 に変更を加えた とき	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [ボイラー検査 証に検査期日、変更部分及び検 査結果について 裏書]	なし	103	~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	1, 534	8,305 (特定機械等 検査用備品)
使用を休止した ポイラーを再び 使用するとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [ボイラー検査 証に検査期日及 び検査結果につ いて裏書]	なし	78	~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	2, 509	8,305 (特定機械等 検査用備品)
第一種圧力容器を設置したとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [第一種圧力容 器検査証の交 付]	1	3, 055	~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	18, 927	8,305 (特定機械等 検査用備品)

番号1	府省名	号	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
43	生労	12 -	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の 変更検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生 法(昭和47年法 律第57号)第38 条第3項 ・ボイラー及び 圧力容配和47年労 側省令第33号) 第77条	主要な部分を変更した第一種圧力容器	第一種圧力容器の主要部 分に変更を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	生労	12	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の 使用再開検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生 法(昭和47年法 律第57号)第38 条第3項 ・ボイラー及び 圧力容昭和47年労 側省令第33号) 第81条	使用を休止した第一種圧力容器 で、再び使用しようとするもの	使用を休止した第一種圧 力容器を再び使用しよう とする者	労働基準監督署	直轄
43	生労	12	特定機械等の検査 (クレーンの落成検 査) [昭和22年度]	・労働安全衛生 法(第57号)第38 条第3項 ・ク規則(30分割) ・ク規則(30分割) ・ク規則(30分割) 年労労働(40分割) 第6条第1 項	つり上げ荷重が3トン以上(ス タッカー式クレーンにあっては、 1トン以上)の設置されたクレー ン	クレーンを設置した者	労働基準監督署	直轄
43	生労	12	特定機械等の検査 (クレーンの変更検 査) [昭和22年度]	・労働安全衛生 法(昭和47年法 律第57号)第38 条第3項 ・クレーン等安 全規則(昭和47 年労働省令第34 号)第45条	つり上げ荷重が3トン以上(ス タッカー式にあっては、1トン以 上)の主要な部分を変更したク レーン	設置されているクレーン の主要な部分に変更を加 えた者	労働基準監督署	直轄
43	生労	12 -	特定機械等の検査 (クレーンの使用再 開検査) [昭和22年度]	律第57号) 第38 条第3項	つり上げ荷重が3トン以上(スタッカー式クレーンにあっては、 1トン以上)の使用を休止したクレーンのうち、再び使用しようとするもの	使用を休止したクレーン を再び使用しようとする 者	労働基準監督署	直轄
43	生労	12 -	特定機械等の検査 (移動式クレーンの 変更検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生 法(昭和47年法 律第57号)第38 条第3項 ・クレー 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	つり上げ荷重が3トン以上の主要 な部分を変更した移動式クレーン	設置されている移動式ク レーンの主要な部分に変 更を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	生労	12 -	特定機械等の検査 (移動式クレーンの 使用再開検査) [昭和22年度]		つり上げ荷重3トン以上の使用を 休止した移動式クレーンのうち、 再び使用しようとするもの	使用を休止した移動式クレーンを再び使用しようとする者	労働基準監督署	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
第一種圧力容器 の主要部分に変 更を加えたとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [第一種圧力容 器検査証に検査 期日、変重結果に 及び検裏書]	なし	407	~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	3, 692	8,305 (特定機械等 検査用備品)
使用を休止した 第一種圧力容器 を再び使用する とき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [第一種圧力容 器検査証に検査 期日及び検査結 果について裏 書]	なし	145	~	労働安全衛生 法関係3条及び 令第3条及び 別表第1	2, 709	8,305 (特定機械等 検査用備品)
クレーンを設置 したとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [クレーン検査 の交付]	2	3, 294 (クレーン及 びデリックの 合計)	~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	114, 448	8,305 (特定機械等 検査用備品)
設置されている クレーンの主要 な部分に変更を 加えたとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [クレーン検査 証に検査期日、変更部分及び検 査結果について 裏書]	なし	540 (クレーン及 びデリックの 合計)	~	労働安全衛生 法関係手教料 令第3条及び 別表第1	11, 173	8,305 (特定機械等 検査用備品)
使用を休止した クレーンを再び 使用するとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [クレーン検査 証に検査期日及 び検査結果につ いて裏書]	なし	141 (クレーン及 びデリックの 合計)	~	労働安全衛生 法関係手教料 令第3条及び 別表第1	4, 789	8,305 (特定機械等 検査用備品)
設置されている 移動式クレーン の主要な部分に 変更を加えたと き	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [移動式クレーン検査証に検査 期日な検査を更部分 及び検査結果に ついて裏書]	なし	221	, ~	労働安全衛生 法関係手教料 令第3条及び 別表第1	5, 082	8,305 (特定機械等 検査用備品)
使用を休止した 移動式クレーン を再び使用しよ うとするとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [移動式クレーン検査証に検査 期日及び検査結 果について裏 書]	なし	73	~	労働安全衛生 法関係手教料 令第3条及び 別表第1	2, 290	8,305 (特定機械等 検査用備品)

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
43	生労	12 -	特定機械等の検査 (デリックの落成検 査) [昭和22年度]		つり上げ荷重が 2 トン以上の設置 されたデリック	デリックを設置した者	労働基準監督署	直轄
	生労働省	12 - 23		法 (昭和47年法 律第57号) 第38 条第3項 ・クレーン等安 全規則(昭和47 年労働省令第34 号)第130条第1 項	つり上げ2トン以上の主要な部分 に変更を加えたデリック	の主要な部分に変更を加 えた者	労働基準監督署	直轄
43	生労	12	特定機械等の検査 (デリックの使用再 開検査) [昭和22年度]	法(昭和47年法	つり上げ荷重が2トン以上の使用を休止したデリックのうち、再び使用しようとするもの	使用を休止したデリック を再び使用しようとする 者	労働基準監督署	直鸛
43	生労	12 -	成検査)		積載荷重が1トン以上の設置され たエレベーター	エレベーターを設置した 者	労働基準監督署	直轄
43	生労	12 -	特定機械等の検査 (エレベーターの変 更検査) [昭和37年度]		積載荷重が1トン以上の主要な部分を変更したエレベーター	設置されたエレベーター の主要な部分に変更を加 えた者	労働基準監督署	直轄
43	生労	12	特定機械等の検査 (エレベーターの使 用再開検査) [昭和37年度]	法(昭和47年法	積載荷重が1トン以上の使用を休止したエレベーターのうち、再び 使用しようとするもの	使用したエレベーターを 再び使用しようとする者	労働基準監督署	直轄
43	生労	12 -	特定機械等の検査 (建設用リフトの落 成検査) [昭和37年度]		ガイドレールの高さが18メートル 以上の設置された建設用リフト	建設用リフトを設置した 者	労働基準監督署	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
デリックを設置 したとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [デリック検査 証の交付]	2	3, 294 (クレーン及 びデリックの 合計)	~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	114, 448	8,305 (特定機械等 検査用備品)
設置されている デリックの主要 な部分に変更を 加えたとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [デリック検査 証に検査分及び検 査結果について 裏書]	なし	540 (クレーン及 びデリックの 合計)	~	労働安全衛生 法関係手教料 令第3条及び 別表第1	11, 173	8,305 (特定機械等 検査用備品)
使用を休止した デリックを再び 使用しようとす るとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [デリック検査 証に検査期日及 び検査結果について裏書]	なし	141 (クレーン及 びデリックの 合計)	~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	4, 789	8,305 (特定機械等 検査用備品)
エレベーターを 設置したとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [エレベーター 検査証の交付]	1	1, 428	~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	31, 747	8,305 (特定機械等 検査用備品)
エレベーターの 主要な部分に変 更を加えたとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [エレベーター 検査証に検査分及 び検査会別 び検裏書]	なし	84	· ~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	1, 276	8,305 (特定機械等 検査用備品)
休止したエレ ベーターを再び 使用しようとす るとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [エレベーター 検査証に検査結果 日及び検査結果 について裏書]	なし	33	~	労働安全衛生 法関係全教料 令第3条及び 別表第1	751	8,305 (特定機械等 検査用備品)
建設用リフトを 設置したとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [建設用リフト 検査証の交付]	設置から廃止まで の期間	54	~	労働安全衛生 法関係手教料 令第3条及び 別表第1	918	8,305 (特定機械等 検査用備品)

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
43	生労	12 -	特定機械等の検査 (建設用リフトの変 更検査) [昭和37年度]	・労働安全衛生 法(昭和47年法 律第57号)第38 条第3項 等安 全見則(昭和47 年労働省令第34 号)第198条第1 項	ガイドレールの高さが18メートル 以上の設置された建設用リフト	設置されている建設用リフトの主要な部分に変更 を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	生労	12	特定機械等の検査 (ゴンドラの変更検 査) [昭和44年度]	・労働安全衛生 法(昭和47年法 律第57号)第38 条第3項 ・ゴンドラ安全 規則(昭和47年 労働省令第35 号)第29条	主要部分を変更したゴンドラ	設置されているゴンドラ の主要な部分に変更を加 えた者	労働基準監督署	直轄
43	生労	12 -	特定機械等の検査 (ゴンドラの使用再 開検査) [昭和44年度]	・労働安全衛生 法は(昭和47年法 律第57号)第38 条第3項 トゴンドラ安全 規則(昭和47年 労働省令第35 号)第33条第1 項	使用を休止していたゴンドラのうち、再び使用しようとするもの	使用を休止していたゴンドラを再び使用しようとする者	労働基準監督署	直轄
43	生労	12	特定機械等の検査 (ポイラーの性能検 査) [昭和22年度]	・労働安全衛生 法(第57号)第41 律第57号)第41 条第2項 及2項 上力容器分子の 近日 が下力ので が下力ので が が が が が が が が の の の の の の の の の の の	ボイラー検査証の有効期間の更新 を受けようとするボイラー		登録性能検査機関:(社)日本ボイラ協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)損害保険ジャパン	推薦等
43	生労	12 -	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の 性能検査) [昭和22年度]	法(昭和47年法			登録性能検査機関:(社)日本ボイラ協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)損害保険ジャパン	薦
43	生労	12	特定機械等の検査 (クレーン性能検 査) [昭和22年度]		設置されたつり上げ荷重が3トン以上(スタッカー式クレーンにあっては、1トン以上)のクレーンでクレーン検査証の有効期間の更新を受けようとするもの		登録性能検査機関:(社)日本クレーン協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)シマブンエンジニアリング	推薦等
43	生労	12	特定機械等の検査 (移動式クレーンの 性能検査) [昭和22年度]		以上の移動式クレーンで移動式ク		登録性能検査機関:(社)日本クレーン協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)シマブンエンジニアリング	推薦等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
設置されている 建設用リフトの 主要な部分に変 更を加えたとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [建設用リフト 検査変更部にの 日、検査を査結果につ いて裏書]	なし	8	~	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	1, 419	8,305 (特定機械等 検査用備品)
設置されている ゴンドラの主要 な部分に変更を 加えたとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 「ゴンドラ検査」には検査のみび検査等別のでは、 できる	なし	64	~	労働安全衛生 法関係3条及び 分第3条及び 別表第1	758	8,305 (特定機械等 検査用備品)
使用を休止した ゴンドラを再び 使用しようとす るとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [ゴンドラ検査 証に検査期日及 び検査結果につ いて裏書]	なし	33	~	労働安全衛生 法関係手教料 令第3条及び 別表第1	758	8,305 (特定機械等 検査用備品)
ボイラー検査証 の有効期間の更 新を受けようと するとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機 関 [ボイラー検査 証の有効期間の 更新]	1	31, 643	15, 300 ~ 81, 700	登録検定機関 が独自で決定	不詳	不詳
第一種圧力容器 検査証の有効期 間の更新を受け ようとするとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機関 関 [第一種圧力容器検査証の有効期間の更新]	1	102, 842	8, 600 ~ 41, 700	登録検定機関 が独自で決定	不詳	不詳
クレーン検査証 の有効期間の更 新を受けようと するとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機 関 [クレーン検査 証の有効期間の 更新]	2	60, 159	~ 199, 800	登録検定機関 が独自で決定	不詳	不詳
移動式クレーン 検査証の有効期 間の更新を受け ようとするとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機 関 [移動式クレーン検査証の有効 期間の更新]	2	22, 717		登録検定機関 が独自で決定	不詳	不詳

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
43	生労	12 -	特定機械等の検査 (デリックの性能検 査) [昭和22年度]	・労働安全衛生 法(昭和47年法 律第57号)第41 条第2項 等安 全規則(昭和47 年労働省令第34 号)第125条	つり上げ荷重が2トン以上のデリックであってデリック検査証の 有効期間の更新を受けようとする もの	デリック検査証の有効期 間の更新を受けようとす る者	登録性能検査機関:(社)日本クレーン協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)シマブンエンジニアリング	推薦等
43	生労	12 -	特定機械等の検査 (エレベーターの性 能検査) [昭和37年度]	法(昭和47年法	積載荷重が1トン以上のエレベー ターであってエレベーター検査証 の有効期間の更新を受けようとす るもの	エレベーター検査証の有 効期間の更新を受けよう とする者	登録性能検査機関:(社)日本クレーン協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)シマブンエンジニアリング、(株)セイフティエンジニアリング	推薦等
43	生労	12	特定機械等の検査 (ゴンドラの性能検 査) [昭和44年度]	・労働安全衛生 法(昭和47年法 律第57号)第41 条第2項 条ゴンドラ安全 規則(昭和47年 労働省令第35 号)第24条	ゴンドラ検査証の有効期間の更新 を受けようとするゴンドラ	ゴンドラ検査証の有効期 間の更新を受けようとす る者	登録性能検査機関:(社)日本クレーン協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)シマブンエンジニアリング、(株)セイフティエンジニアリング	推薦等
44	生	13 -1	小型ボイラー等の個別検定 (ゴム、ゴム化合物 又は合成樹脂を練る ロール機置のうち電動 的制動方のものの 個別検定) [昭和22年度]	法(昭和47年法 律第57号)第41 条第2項 ・労働安全衛生 法施行令(昭和	製造又は輸入されたゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電動的制動方式のもの	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の 急停止装置のうち電動的 制動方式のものを製造 し、又は輸入した者	(社)産業安全技術協会	推薦等
44	生	13 -2	小型ボイラー等の個 別検定 (第二種圧力容器の 個別検定) [昭和22年度]	法(昭和47年法	製造又は輸入された第二種圧力容 器	第二種圧力容器を製造 し、又は輸入した者	・(社)日本ボイラ協会 ・(社)ボイラ・クレーン安全協 会 ・(株)損保ジャパン・リスクマ ネジメント ・HSBジャパン(株)	推薦等
44	生	13 -3	小型ポイラー等の個 別検定 (小型ポイラーの個 別検定) [昭和34年度]	法(昭和47年法	製造又は輸入された小型ボイラー	小型ボイラーを製造し、 又は輸入した者	・(社)日本ボイラ協会 ・(社)ボイラ・クレーン安全協 会 ・HSBジャパン(株)	推薦等
44	生	13 -4	小型ボイラー等の個 別検定 (小型圧力容器の個 別検定) [昭和34年度]	法(昭和47年法	製造又は輸入された小型圧力容器	小型圧力容器を製造し、 又は輸入した者	・(社)日本ボイラ協会 ・(社)ボイラ・クレーン安全協 会 ・HSBジャパン(株)	推薦等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
デリック検査証 の有効期間の更 新を受けようと するとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機 関 [デリック検査 証の有効期間の 更新]	2	79	28,000 ~ 199,800	登録検定機関が独自で決定	不詳	不詳
エレベーター検査証の有効期間 の更新を受けようとするとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機関 関 [エレベーター 検査証の有効期間の更新]	1	33, 932	16, 800 ~ 33, 100	登録検定機関 が独自で決定	不詳	不詳
ゴンドラ検査証の有効期間の更新を受けようとするとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機関 関 「ゴンドラ検査 証の有効期間の 更新]	1	15, 161	9, 700 ~ 28, 900	登録検定機関 が独自で決定	不詳	不詳
ゴム化合物スには、近点の大きなでは、近点の大きなでは、近点の大きのでは、近点のでは、できないではないでは、できないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	個別な大きなでは、 個別が大きなでは、 個別が大きなでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	なし	9	124, 000 ~ 250, 000	登録検定機関 が独自で決定	不詳	不詳
第二種圧力容器 を製造し、又は 輸入したとき	①個別(全数・抽 出) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	個「無力」 個「無力」 に用いて、 に用いて、 に用いて、 に用いて、 に用いて、 に用いて、 ににして、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には	なし	62, 917	4, 400 ~ 111, 300	登録検定機関 が独自で決定	不詳	不詳
小型ボイラーを 製造し、又は輸 入したとき	①個別(全数・抽 出) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	個「明印付ボを表示を取り、 関いのは、 関いの	なし	94, 978	2,000 ~ 9,400	登録検定機関 が独自で決定	不詳	不詳
小型圧力容器を 製造し、又は輸 入したとき	①個別(全数・抽出) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	個別の場合では、一個の場合いは、一個の場合では、一個の場合では、一個の場合では、一個の場合では、一個の場合では、一個の場合では、一個の場合では、一個のでは、一個	なし	5, 422	6, 600 ~ 7, 100	登録検定機関が独自で決定	不詳	不詳

号 1	名	号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
45			プレス機械等の型式検定 [昭和22年度]		製械・をちの・置・全れのは、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	型式検定対象機械等を製造し、又は輸入した者	<ul><li>・(社)産業安全技術協会</li><li>・(社)日本クレーン協会</li></ul>	推薦等
46			農産物の検査 [昭和26年度]	(昭和26年4月 10日法律第144 号) ・農産物検査法	農産物の種類 米穀(もみ、玄米及び精米)、麦 (小麦、大麦及びはだか麦)、大 豆、小豆、いんげん、かんしょ生 切干、そば及びでん粉(全10品 目)	び売買取引業者のうち、	登録検査機関 (茨城中央農業協同組合、 (財)日本穀物検定協会 等)	推薦等
47			漁船の工事完成後の 認定 [昭和26年度]	漁船法(昭和25 年法律第178号) 第8条	建造又は改造の許可を受けた動力 漁船(計画総トン数5トン以上の ものに限る。)	漁船を建造(改造)した者	・農林水産省水産庁 ・漁業調整事務所(北海道・仙台・瀬戸内海・九州) ・内閣府沖縄総合事務局(沖縄) ・都道府県	直轄
48		農 03	漁船及び登録票の検 認 [昭和26年度]	漁船法(昭和25 年法律第178号) 第13条	都道府県知事の備える漁船原簿に 登録を受けた漁船	漁船法第12条第1項又は 第17条第3項の規定によ り登録票の交付を受けた 者	・都道府県 ・鳥取県知事指定機関:(株)M STC	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
型式検製造し、 と製造したと	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④運転停止	型式検定実施者 [型型式 受付]	○防じんマスク及 び防毒マスク以 外: 3 ○防じんマスク: 5	6, 291	74, 000 ~ 440, 000	登録検定機関定機関定機関定機関定機関を	不詳	不詳
米穀、麦類及び そのと農産物で でいる、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	①— ②— ③検查場内 ④—	農産物検査法第 17条第2項のに 4件にすべる者 している 「検査証明書の 交付」	検査証明書の発行から消費までの間	不詳	不詳	登録検査機関が独自で決定	不詳	不詳
許可に係る動力 漁船が竣工又は 改造工事が完成 したとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④一	農林水産大臣又 は都道府県知事 [認定通知書の 交付]	なし	1, 300		都道府県手数 料条例(1県 のみ)	4	不詳
漁船登録票の交付を受けた日または検認の日から5年経過する	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事・ 指定検認機関 [当該漁船登録 票への検認証印 の押印]	当該漁船の登録が 失効し、又は取り 消されるまで	62, 693	3, 600 ~ 4, 000	都道府県手数 料条例	21, 422	不詳

番号 1	府省名	号	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
49			種畜検査 [昭和25年度]		牛、馬及び家畜人工授精の用に供 する豚の雄	牛、馬及び家畜人工授精 の用に供する豚の飼養者	・定期検査:(独)家畜改良セン ター ・臨時検査:都道府県	委託等
50			特定飼料等の検定 [昭和50年度]	確保及び品質の	抗菌性物質製剤(化学的に合成されたものを除く。)、落花生油かけ(インド産に限る。)	特定飼料等の検定を受け ようとする者	・(独)農林水産消費安全技術センター ・自主確認・自主保安:飼料等 製造業者等	委託等
51	林	06	指定検疫物等の検査(輸出検査)[昭和26年度]	法(昭和26年法律 第166号)第45条	輸畜の及上 ・ は が は が と が と が と が と が と が と が と が と が	輸出者	農林水産省動物検疫所	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
前年の種畜証明 書交付日から 1 年以内	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④—	○定期検査:農 林水水産大臣 ○臨時検査:都 道府検査(臨 時検査) [種畜証明書の 交付]	1		定期検査: 0 証明書の再交 付及び書換交 付: 790	家畜改良増殖 法施行令第1 3条	28	1, 672
売しようとする とき	①個別(抽出) ②実地 ③検査場内 ④—	(独)農林水産消費安全技術センター 「合格証を特定飼料等の容器又は包装に貼付・ 封かん」	なし	215	~ 52, 900	飼料の安全性 の確保及び の確保及 等の の の る 法 律 施 行 う 第 9 条 及 び 別 表 り の る 決 者 を り の る り る り り り り り り り り り り り り り り り	1, 137	1, 360
輸出検査を希望するとと	① (全数) (全数) (全数) (全数) (全数) (金素) (金素) (金素) (金素) (金素) (金素) (金素) (金素	家 [ 輪の交 付付 ]	なし	7, 196				不詳

号	府省名	号	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
51	林	06	指定検疫物等の検査 (輸入検査) [昭和26年度]	家畜(昭和26年法)第40条	○ 指 ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は	輸入者	農林水産省動物検疫所	直轄
52	農林水産省	農 07	医薬品の検定※ [昭和35年度] <厚生労働省(40) と共管>	薬事(昭和35 年35 年36 第4 第1 第4 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5	生物学的製剤(ワクチン、体外診断用医薬品等)	農林水産大臣の指定する医薬品の製造販売業者	動物医薬品検査所	直轄
53	林	08	普通肥料の登録 (登録) [昭和25年度]	・肥料取締法 (昭和25年法律 第127号)第4条	普通肥料	生産業者、輸入業者、登 録外国生産業者	・農林水産省 ・(独)農林水産消費安全技術センター	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
輸入後遅滞なく	①出②a (全数 地 (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	[○指定検疫物の輸入検査:輸	なし	403, 444	0		0	不詳
医薬品を販売等するとき	①個別(全数) ②一 ③一 ④—	動物医薬品検査 所長 [検定合格証紙 の交付]	各薬品の有効期間	691	不詳	動の並及保大る定 明定に計解 用定に計解 を表する を表する を表する を表する を表する のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが	34, 353	11, 870
普通肥料を業と して生産し、又 は輸入しようと するとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③検査場内 ④—	農林水産大臣 [肥料登録証の 交付]	3又は6	1, 481	21, 100	肥料取締法施 行令第1条の 4	3, 125	不詳

号	府省名	号	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
53	林	08	普通肥料の登録 (登録の有効期間の 更新) [昭和25年度]	・肥料取締法 (昭和25年法律 第127号)第12条	普通肥料	生産業者、輸入業者、登録外国生産業者	・農林水産省、地方農政局 ・(独)農林水産消費安全技術セ ンター	直轄
54			農機具の検査 [昭和28年度]	法(昭和28年法	機 (乗用型) 、③野菜移植機、④ 動力噴霧器、⑤スピード・スプ レーヤー、⑥コンバイン(自脱	型式検査を依頼する者 (本邦内に住所又は居所 (法人にあっては、営業 所)を有しない者を含 む。)	(独)農業·食品産業技術総合研 究機構	委託等
55		10	については、昭和46年度)]	検法律条 ○輪査3 ○郵社の検第 ○受る条 ○査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	● 輸入植物等等 ・ に た 好 で が で で で で で で で で で で で で で で で で で	○入検 ○株通物 ○出有はた ○国をびよ ○地輸る物定チし ○の定等のる関でのと答持 輸植査 輸式知 輸にし小者 輸列のである では、 一次は、一次は、一次は、一次は、一次は、一次は、一次は、一次は、一次は、一次は、	農林水産省植物防疫所	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
普通肥料を業と して生産し、又 は輸入しようと するとき	①個別(全数) ②書面 ③検査場内 ④—	農林水産大臣 [肥料登録証の 交付]	3又は6	4, 975	8, 100	肥料取締法施 行令第1条の 4	4, 030	不詳
検査対象機種が 通常の製造された もののうちたもの 抽出に関し 時	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④運転中・運転停 止		なし	56		独立行政法人 が独自で決定	18, 541, 000	不詳
○検等つ遅 ○郵社の検等に付遅 ○査対官通 ○査査に疫を ○等査対官通輸査の検滞 輸便の通査のよを滞 輸:しが知 輸()対官通 移の:しが知物入に輸 物株所基入人査た 物申物期 物地査植査 植培検、検 制動査植査 核 特別 物地査植査 限の申物期 植検請防日 の検申物期 植検請防日	①個別 (全数・抽 出) ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	[○輸入関係: 合格の証印の押	なし	1, 078, 433	0		0	160,660 の内の (個年を事る防る「び頼(度を ののの) で、 (の内検費けで植お、全の で、 ) に の で、

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
56			種苗の検査 [昭和25年度]	植物防疫法(昭 和25年法律第151 号)第13条	指定種苗(種馬鈴しょ)	種苗の生産者(北海道、 青森県、岩手県、福島 県、群馬県、山梨県、長 野県、岡山県、広島県、 長崎県及び熊本県の生産 者に限る。)	農林水産省植物防疫所	直轄
57	林	12	(新規登録)	農薬取締法(昭 和23年法律第82 号)第2条	農薬	農薬の製造者、輸入者	(独)農林水産消費・安全技術センター	直轄
57	林	12	農薬の登録 (再登録) [昭和23年度]	農薬取締法(昭 和23年法律第82 号)第2条	農薬	農薬の製造者、輸入者	(独)農林水産消費・安全技術センター	直轄
57	林	12	農薬の登録 (変更登録) [昭和23年度]	農薬取締法(昭 和23年法律第82 号)第6条	農薬	農薬の製造者、輸入者	(独)農林水産消費・安全技術センター	直轄
58	農林水産省	農 13	輸入する指定動物の 感染症の検査 [平成10年度]	感染症の予防及 び感染症の患者 に対する医療に 関する法律(平 成10年法律第114 号)第55条、第 56条	指定動物のうちサル	輸入者	農林水産省動物検疫所	直轄
59	済	01 -1		計量法(平成 4 年法律第51号) 第16条第 1 項第 2 号イ	計量法施行令第2条の各号の規定 で定められた18種類の特定計量器	・特定計量器の製造事業 者及び輸入事業者 ・取引又は証明に特定計 量器を使用する者	・(独)産業技術総合研究所 ・都道府県 ・(財)日本品質保証機構 ・日本電気計器検定所 ・自主確認・自主保安:指定製 造事業者	委託等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
植付前、栽培中(3回)、収穫後	① 個別 (抽出) ② 書地 ③ 現地 ④ 一	植物防疫官 [合格証明書の 交付]	なし	8, 208	0		0	160,660 (660 の内を事る防事を事る防事との事態の関係を事業の費保成の制度を関係を表すのででで、100 のの地分散を変すのでは、全の策争は、100 では、全の策年算の制め、100 では、全の策年算額の制め、100 では、全の策年算額の制め、100 では、200 では、20
登録を受けよう とするとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③検査場内 ④—	農林水産大臣 [農薬の登録票 の交付]	3	288	268, 000	農薬取締法施 行令第1条第 1項	7, 718	不詳
登録を受けようとするとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③検査場内 ④—	農林水産大臣 [農薬の登録票 の交付]	3	1, 339	71, 100	農薬取締法施 行令第1条第 1項	9, 520	不詳
登録を受けよう とするとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③検査場内 ④—	農林水産大臣 [農薬の登録票 の交付]	3	1, 452	99, 000	農薬取締法施 行令第1条第 3項	13, 068	不詳
輸入後遅滞なく	①— ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	家畜防疫官 [輸入検疫証明 書の交付]	なし	65	0		0	不詳
・特定計量器が 使用又は使用に 供されるために 所持される前 ・検定有効期間 満了前	①個別(全数) ②実地 ③検査場内・現地 ④—	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・日本電気計器 検定所 ・指定検定機関 「検定証印の付 与」	一部の特定計量器 について当該特定 計量器ごとに設定	不詳	不詳	・経済産業 省保手数と 名・手数と 名・2 名・2 第・地 発展 第・地 条 領に を が に は が は が は が は が は が は が は が は が り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	不詳	不詳

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
59	済	01	特定計量器の検定 (変成器付電気計器 の検査) [平成4年度]	計量法 (平成 4 年法律第51号) 第16条第 2 項	変成器付電気計器(電気計器(最大需要電力計,電力量計及び無効電力量計)及びこれと共に使用される変成器)	変成器付電気計器の製造事業者、修理事業者及び輸入事業者、取引又は証明に変成器付電気計器を使用する者	・経済産業省 ・指定検定機関 ・日本電気計器検定所 ・自主確認・自主保安:指定製 造事業者	委託等
59	済	01	特定計量器の検定 (車両等装置用計器 の装置検査) [平成5年度]	計量法(平成 4 年法律第51号) 第16条第 3 項	タクシーメーター	タクシー事業者	• (独) 産業技術総合研究所 • 都道府県	委託等
59	済	01	特定計量器の検定 (特定計量器の定期 検査) [昭和26年度]	計量法 (平成 4 年法律第51号) 第19条第 1 項	質量計(非自動はかり、分銅及び おもり)及び皮革面積計	特定計量器(質量計・皮 革面積計)の使用者	· 特定市町村 · 都道府県	直轄
59	済	01 -5	特定計量器の検定 (特定計量器の検定 (特定計量 素型、大学を (特定計量 を (大学を (大学を (大学を (大学を (大学を (大学を (大学を (大	量法(平成4年 法律第51号)第 76条第1項、第		○型式承認を業製型表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	<ul> <li>●型式承認:</li> <li>・(独)産業技術総合研究所</li> <li>・日本電気計器検定所</li> <li>○特定計量器の試験:</li> <li>(財)日本品質保証機構</li> <li>○型式承認の更新:</li> <li>・(独)産業技術総合研究所</li> <li>・日本電気計器検定所</li> </ul>	委託等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
○機械式:5年 ○世 ○世 でと でと では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	① 個別(全数) ②書面・実地 ③ 検査 ④ 一	・経済産業大臣器 検定を ・投行を ・投行を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	○機械式: 5 ○電子式: 7	1, 050, 432	1,250 ~ 233,400 ただし、	計量法関係手条数料令第3条	84, 611	不詳
装置検査証印有 効期間満了日前	①個別(全数) ②実地 ③検査場内 ④一	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・指定検定機関 [装置検査証印 の付与]	1	不詳	不詳	地方自治体が 条例に基づき 制定	不詳	不詳
1年特にない 主計でとめま 主計では、 主計ででは、 主計でででは、 を対しますがでででは、 では、	①個別(全数) ②実地 ③検査場内・現地 ④一	・都道定市県知事 ・特定定期検査 ・指度 に期検査済証 「定期検査」 「アの付与」	<ul><li>○質量計:</li><li>2</li><li>○皮革面積計:</li><li>1</li></ul>	不詳	不詳	地方自治体がき 条例に基づき 制定	不詳	不詳
認定等を受けようとするとき	①型式 ②— ③— ④—	○済本所 ○試機 ○新臣器 [申に ○試合 ○新新交型産電 特験関 型:、検 ○請よ 特験格 型:申付式業気 定: 式経存本所 式へ適 計型 式車計 承済本所 式の知 量式交 認承理認臣器 量定 認産電 承の知 量式交 認承理 記を器 最の	型式承認: 10	193 (産業技術総 合研究所)	~ 874,600	第30条第1項 ○型式承認の 更新:計量法 関係手数料令	3,620 【産業技術総 合研究所】	不詳

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
	済産業省	02	基準器検査 [昭和26年度]	計量法(平成 4 年法律第51号) 第102条第 1 項	検定、定期検査等に用いる計量器	基準器検査を受けること ができる者(検定、定期 検査等を行う者)	(独) 産業技術総合研究所     都道府県     日本電気計器検定所	委託等
	済産業省	03	計量証明検査 [昭和26年度]	年法律第51号) 第116条	非自動はかり、分銅及びおもり、 皮革面積計、騒音計、振動レベル 計、ジルコニア式酸素濃度計外 9 形式	計量証明事業者	<ul><li>・都道府県</li><li>・都道府県知事が指定する指定 計量証明検査機関</li></ul>	委託等
	済産業省	04	航空機の製造・修理 の確認 [昭和27年度]	法(昭和27年法 律第237号)第8 条、第10条	空機	係る許可事業者	造事業者、航空機修理事業者	
63	経済産業省	経 05	証明		許可事業者・届出事業者の製造に 係る航空機用機器			
64	経済産業省	経 06			修理に係る設備及び作業者	航空機及び航空機用機器の製造・修理に係る許可 事業者・届出事業者	経済産業省	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
・基準器として 使用する前 ・基準器検査証 印の有効期間満 了日前	①個別(全数) ②実地 ③検査場内・現地 ④—	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・日本電景計器 検定所 (・連邦等を ・基準器検査 ・基準器検査 ・基準器を ・基準の ・基準の ・基準の ・基準の ・基準の ・基準の ・基準の ・基準の	基準器の種類ごと に定める期間	不詳	不詳	・計量法関係 手数 5条、び別表 2及び別表 3 ・地例に基づ ・条次で が力も が力を を を を を の の の を を の の で の の に を の の の に を の の の に 。 に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に る に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。	不詳	不詳
計量法第107条の 登録を受けた日 から特定計量器 ごとに期間(1~ 3年)の範囲	①個別(全数) ②実地 ③検査場内・現地 ④—	検査実施主体 (都道府県知事 又は指定計量証 明検査機関) [計量証明検査 済証印の付与]	計量証明検査の対象である特定計量器ごとに、計量証明検査を受けるべき期間が1~3年の範囲	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳
航空機を製造又 は修理したとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④—	航空検査技術者 [製造確認書の 交付]	なし	632	_	_	_	_
航空機用機器を 製造したとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④—	航空検査技術者 [製造確認書の 交付]	なし	3, 403	_	_	_	
	①個別(全数) ②書面·実地 ③現地 ④—	航空工場検査官 [検定合格証の 交付]	なし	329	0		0	0

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
65			製造・修理検査[昭和27年度]		航空機及び航空機用機器の製造方 法及び修理方法	航空機及び航空機用機器の製造方法及び修理方法 の製造方法及び修理方法 の認可を受けようとする 許可事業者及び届出事業 者	経済産業省	直轄
66			特別特定製品の適合 性検査 [昭和49年度]		浴槽用温水循環器、携帯用レザー 応用装置、乳幼児用ベット	特別特定製品を製造又は 輸入した者	(財)電気安全環境研究所     (財)日本ガス機器検査協会     (財)日本燃焼機器検査協会     (財)日本品質保証機構     (財)日本文化用品安全試験所	推薦等
	済産業省	09 -1	(事業用無報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報	ン事業法(昭和 47年法律第105 号)第16条第1 項、第4項、第 18条第2項	「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」の別表第一、二に掲げる工事を完成し、主務大臣に対して検査を申請した事業用施設	石油パイプライン事業者	・総務省 ・経済産業省 ・国土交通省	直轄
67	済	09 -2	石油パイプライン事 業用施設の検査※ (事業用施設の保安 検査) [昭和47年度] <総務省(18)、国土 交通省(99) と共管 >	ン事業法(昭和	事業用施設 (送油圧送機及び送油 導管並びにこれらの付属設備)	石油パイプライン事業者	・総務省 ・経済産業省 ・国土交通省	直轄
68		経 10	導管の使用前自主検 査 [昭和47年度]	熱供給事業法 (昭和47年法律 第88号)第22条 第1項	法第21条第1項に基づく工事計画 を経済産業大臣に届出をした導管 (導管の最高使用温度が184度以上 であって、最高使用圧力が1MPa 以上)	法第21条第1項の届出を した者	自主確認・自主保安: 熱供給事 業者	

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
航空機及び航空 機用機器の製造 方法に関する 申請を処理する 際	①個別(全数) ②書面 ③— ④—	航空工場検査官 又は航空工場検査 査員 査員 「検査報告書へ の記載]	なし	96	23, 300 ~ 106, 700	航空機製造事 業法施行令第 7条	436	0
販売するまで	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④-	登録検査機関 [適合性証明書 の交付]	3~10		品目の部品 数、種類によ り異なる。	登録検査機関 が独自で決定	不詳	不詳
当該事業用施設の工事完成後等	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	・総務大臣 ・経済産業大臣 ・国土交産通査合格 証の交付]	なし	2		石イン 33条 33条 プラ 第3条 第1 第3 第3 条第1 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3		1 (検費 目した旅費 国地 に要 の で に の で に の で に の で に の で が で が で が で が で が で が で が で が で が で
前回の1日過1日の1日週1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	・国土交通大臣	検査周期は、最上 13か月(ただ2項 13か月(各条第2号 第1号では 第1号がでは 1号がでは 1号がでは 1号がでは 1号ができる 1号ができる 1号ができる 1号ができる 1号ができる 1号ができる 1号ができる 1号ができる 1号ができる 1号ができる 1号ができる 1号ができる 1号がのできる 1号がのできる 1号がのできる 1号がのできる 1号がのできる 1号がのできる 1号がのできる 1号がのできる 1号がのできる 1号がのできる 1号がのできる 1号がのできる 1号がのできる 1号ができる 1号がのできる 1号がで 1 1号がで 1 1号がで 1 1号がで 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0	526, 300	石油 第33 条 発 で ライ ライ ライ ライ ライ ライ ライ ライ ライ ライ	53	1 (検査に悪し 悪し 大旅費の では で を を を を を を く )
予日の区川削	□─ ②実地 ③── ④運転停止	— (自主検査に移 行したため。)	<i>1</i> , U	U	_			_

番号1	府省名	号	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
69	済	11 -1	電気工作物の検査 (事業用電気工作物 の使用前検査(原子 力発電所)) [昭和39年度]	和39年法律第170	事業用電気工作物(原子力発電 所)	電気事業者(北海道電力、東北電力、東北電力、東京電電力、北陸電力、北陸電電力、関西電力、中国電電力、関西電力、内、四国電力、大大電子力、発電及び電源開発)	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
69	済	11 -2	電気工作物の検査 (事業用電気工作物 の定期検査(原子力 発電所)) [昭和39年度]	和39年法律第170		電気事業者(北海道電力、東北電力、東北電力、、東北電力、北東京電電力、北京電電力、、中国電力、、中国電子力、大関四国電子力力を電子のでである。	<ul><li>経済産業省</li><li>(独)原子力安全基盤機構</li></ul>	委託等
70		12	燃料体の検査 (国産燃料体の検 査、輸入燃料体の検 査) [昭和39年度]	電気事業法(昭	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質(国産燃料体及び輸入燃料体)	○国産燃料体:料加工事・ 業者3社(グローフュエルン・ ニュークリア・原子燃料 に設計事業とは、 一輪力、 一輪力、 一輪力、 一輪力、 一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	· 経済産業省 · (独)原子力安全基盤機構	委託等
71			特定電気用品の適合 性検査 [平成13年度]		制限器、変圧器・安定器、電熱器	特定電気用品を製造又は 輸入した者	・(財)電気安全環境研究所 ・(財)日本品質保証機構 ・(社)電線総合技術センター	推薦等
72	経済産業省	14	ガス工作物の使用前 検査 [昭和29年度]	和29年法律第51 号)第36条の 2	ガス工作物(ガス発生設備、ガス 精製設備、液化ガス用貯槽、熱交 換器、冷凍設備、ガスホルダー、 整圧器、導管等のうち一定のも の) 特定ガス工作物(容器(高圧ガス 保安法第41条に規定する容器を除 く。)、集合装置、気化装置、調 整装置等)	ガス工作物の設置又は変 更の工事を行う一般ガス 事業者、大口ガス事業 者、ガス導管事業者、特 定ガス工作物の設置又は 変更の工事を行う簡易ガ ス事業者	・(財) 日本ガス機器検査協会 ・高圧ガス保安協会	推薦等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入(万円)	実施費用 (万円)
工事実施中・終 了後、使用する 前まで	①— ②書面・実地 ③— ④運転停止	経済産業大臣 [合格証の発 給]	該当となる設置・ 変更工事が実施さ れるまで	112	~	電気事業法関 係手数料規則 第2条及び別 表第2	4, 709	不詳
○ 素 延 た 査 か し を 降 日 過 月 期 月 の 素 運 た 査 か し を 経 の に れ 検 日 以 な と 25 を 降 い か と が 又 終 1 日 以 な と 24 か り 発・ : れ 検 日 ス ま で か に れ 検 日 え 最 長 用 附 転 日 が 降 1 時 は で り れ か 日 え 最 長 と 4 か 月 東 の か 定 し を 他 定 し を の に か は た と 24 か り か ま で め か に し を の い か ま で か は で し を の い か ま で か は で し か ま で か は で し か ま で	①— ②書面・実地 ③— ④運転停止	経済産業大臣 [終了証の発 給]	○ 蒸 薬 薬 薬 変 を は し に に に に に に に に に に に に に	33	342, 500	電気事業法関則 係手数料及び別 表第5	5, 476	不詳
燃料体を使用するがある必要あり)	① 個別(全数) ②書地 ③ 現地 ④	経済産業大臣 [燃料体査合 格証の交付]	なし	56	○国産燃料 85,600 90,200 (千個を刻え ない (千個を) ない (本) ・ (本) 42,800 ← 45,100	電係第表 実験 現別 別	2, 864	不詳
販売するまで	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④-	登録検査機関 [適合性証明書 の交付]	3~7	5, 627	品目の部品 数、種類によ り異なる。	登録検査機関 が独自で決定	不詳	不詳
ガス工作物及び特定ガス工作物の使用前	①一 ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	登録ガス工作物 検査機関 [使用前検査合 格書の交付]	検査を受けた構造 設備に変更がない 限り有効	269	5,000 〜 1,138,300 (導管の場 合、導管の長 さに応じて加 算)	登録検査機関 が独自で決定	ス機器検査協 会: 4,330 ・高圧ガス保	・(財) 日本ガ ス機器検査協 会: 4,720 ・高圧ガス保 安協会: 不詳

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
73	経済産業省	経 15	特定ガス用品の適合 性検査 [昭和46年度]	和29年法律第51	半密閉式ガス瞬間湯沸器、半密閉 式ガスストーブ、半密閉式ガス バーナー付ふろがま、ガスふろ バーナー	特定ガス用品を製造又は輸入した者	○(財)日本ガス機器検査協会	推薦等
74	済	16	高圧ガス製造施設等 の検査 (完成検査) [昭和26年度]		設置の工事を完成した高圧ガス製造施設、高圧ガス貯蔵施設	高圧ガスの製造又は貯蔵 の許可を受けた者で高圧 ガス施設の設置を完成さ せた者	・都道府県 ・高圧ガス保安協会又は指定完 成検査機関 ・自主確認・自主保安:認定完 成検査実施者	委託等
	済産業省	16 -2	高圧ガス製造施設等 の検査 (特定変更工事に係 る完成検査) [昭和26年度]	(昭和26年法律 第204号) 第20条 第 3 項	変更工事により完成した高圧ガス 製造施設、高圧ガス貯蔵施設	高圧ガスの製造又は貯蔵 の許可を受けた者で高圧 ガス施設の変更工事を完 成させた者	・都道府県 ・高圧ガス保安協会又は指定完 成検査機関 ・自主確認・自主保安:認定完 成検査実施者	委託等
74	済	16 -3	高圧ガス製造施設等 の検査 (特定施設の保安検 査) [昭和26年度]	(昭和26年法律	高圧ガスの爆発その他災害のおそれのある高圧ガス施設のうち、特定施設	高圧ガスの製造許可を受けた者で特定施設を有する者	・都道府県 ・高圧ガス保安協会又は指定保 安検査機関 ・自主確認・自主保安:認定保 安検査実施者	委託等
74	済		高圧ガス製造施設等の検査 (特定設備検査) [昭和50年度]	(昭和26年法律	特定設備(高圧ガス設備のうち、 次に掲げる容器以外の容器及び当 該容器の支持構造物) 1 業省令第50号)の適用を受ける容器 2 指定設備の認定を受けた窒素を 2 指定設備の認定を受けた窒素を 3 設計圧力(メガパスカル)と内 の容器 4 内容積が0.001立方メートル以下かつ設計圧力が30メガパスカル 未満の容器 5 ポンプ、圧縮機及び畜圧機に係る容器 5 な器 5 な器 7 流量計、液面計その他の計測器 機及びストレーナに係る容器 7 流量計、液面計その他の計測器 8 自動車器 8 自動車器 9 蓄電池に係る容器	特定設備を製造する者	・経済産業省 ・高圧ガス保安協会、指定特定 設備検査機関 ・自主確認・自主保安:登録特 定設備製造業者	麥 託 等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
販売するまで	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④-	登録検査機関 [適合性証明書 の交付]	5	23	品目の部品 数、種類によ り異なる。	登録検査機関 が独自で決定	不詳	不詳
施設完成後、使用前(随時)	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	・都道府県知事 ・高圧ガス保安 協会 ・指定完成検査 機関 [完成検査証の 交付]	なし	493 (都道府県、 高圧ガガ指関、 協会、指関関 成検査機実に はるの合計)	5, 500 ~ 420, 000 4, 950 ~ 378, 000	安協会が経済	特定変更工事 に係る完成検	不詳
変更工事完成後 で使用前	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	・都道府県知事 ・高圧ガス保安 協会 ・指定完成検査 機関 [完成検査証の 交付]	なし	5,437 (都道庁県、 高圧がスト 協会に 会会を 後本機 大 は る は る を る と る と る と と と と 、 は と 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、	2, 400 277, 500 2, 160 249, 700	地の準令・安産可を受け、 保護・	(完成検査と 特定変更工事 に係る完成検	不詳
使用中	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	・都道府県知事 ・高圧ガス保安 協会 ・指定保安検査 機関 [保安検査証の 交付]	通常1	11,333 (都道府県、 高圧ガス保安 協会検査機実に よる検査機関実施 件数の合計)	7, 700 ~ 610, 000 6, 900 ~ 549, 000	地方公共団体の準令 の事に 令・高圧ガル経の ・高に会が ・高に会が ・一の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一の	41, 155 【都道府県】	不詳
特定設備の設計時、材料確認時及び製造時	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④ -	・経済産業大臣 ・協名 ・協名 ・協名 ・ 定 ・協名 ・ 定 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	なし	6,889 (備終業年 (の重要を ()))) ()) () () () () () () () () () ()	~		安協会】 (特定設備検 査と輸入特定 設備検査の合	不詳

1	名		制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
74	済	16 -5	の検査 (輸入特定設備検	(昭和26年法律	特定設備(高圧ガス設備のうち、 次に掲げる容器以外の容器及び当 該容器の支持構造物) 1 業省令第50号)の適用を受ける容 器 2 指定設備の認定を受けた窒素を 2 指定設備の認定を受けた窒素を 3 設計圧力(メガパスカル)と内 な容器(シガパスカル)の積が0.004 以下の容器 4 内容積が0.001立方メートル以 下かつ設計圧力が30メガパスカル 未満の容器 5 ポンプ、圧縮機及び畜圧機に係 る容器のよりで、アブソーバその他の 緩衝装置に係る容器 7 流量計、液面計その他の計測器 8 自動車器 8 自動車器 8 管電池に係る容器 9 蓄電池に係る容器	特定設備の輸入をした者	・経済産業省 ・高圧ガス保安協会、指定特定 設備検査機関 ・自主確認・自主保安:外国登 録特定設備製造業者	委託等
74	済	16 -6		(昭和26年法律	特定設備(高圧ガス設備のうち、次に掲げる容器以外の容器及び当該容器の支持構造物) 1 容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)の適用を受ける容器 2 指定設備の認定を受けた窒素を製造する設備の容器 3 設計圧力(メガパスカル)と内容積(立方メートル)の積が0.004以下の容器 4 内容積が0.001立方メートル以下かつ設計圧力が30メガパスカル未満の容器 5 ポンプ、圧縮機及び畜圧機に係る容器 5 ジョック・アブソーバその他の緩衝装置に係る容器 7 流量計、液面計その他の計測器機及びストレーナに係る容器 1 動車用エアバックガス発生器 6 動車和エアバックガス発生器に係る容器 9 蓄電池に係る容器	特定設備を製造する者	・経済産業省 ・高圧ガス保安協会、指定特定 設備検査機関 ・自主確認・自主保安:外国登 録特定設備製造業者	委託等
75			輸入高圧ガスの検査 [昭和26年度]	高圧ガス保安法 (昭和26年法律 第204号)第22条 第1項	輸入した高圧ガス及びその容器	高圧ガスを輸入した者	・都道府県 ・高圧ガス保安協会、指定輸入 検査機関	委託等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
特定設備を輸入した後、遅滞なく	① 個別 (全数) (② 現地 (③ 現一 (④ )	・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・	なし	6,889 (備検はな(査設計) (備検はな(査設計) (債権はない特と備) (関係を) (関	9,800 (16,176,800) 6,600 (14,170,000)	・安料・安産可高法令高協業を受料・安産である。 (金) おいっぱい おいっぱい おいい おいい おいい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい か	設備検査の合	不詳
特定設備を輸入する前	① 個別 (全数) ②書面・実地 ③現地 ④ 一	・経済産業大臣 ・福宗 ・経済産業 ・経済産業 ・経済産業 ・経機関 ・経機関 ・経機関 ・経機関 ・経験 ・経験 ・でを付う	なし	6,955 【高圧ガス保 安協会】	3,800 ~ (旅費及び海	・安本 高店 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	3,270 【高圧ガス保 安協会】	不詳
高圧ガス及びそ の容器を輸入し ようとするとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③— ④—	・都道府県知事 ・高圧ガス保安 協会 ・指定輸入検査 機関 [輸入検査合格 証の交付]	なし	3,707 (都道府県、 高圧ガス保安 協会、指定輸 入人る検査機実制 (件数の合計)	27, 000 11, 700 ~	・地方公共団 体の手数関す を準に関する ・協会 ・協会大臣 ・安産 で で で で の の の の の の の の の の の の の の の	1, 801 【都道府県】	不詳

番号 1	府省名	号	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
76	済	18 -1	容器検査※ (容器検査) [昭和26年度] <国土交通省(123) と共管>	高圧ガス保安法 (昭和26年法律 第204号)第44条	高圧ガスを充てんするための容器	容器を製造又は輸入した 者	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安:登録容 器製造業者、外国登録容器製造 業者	委託等
	済産業省	18 –2	容器検査※ (容器再検査) [昭和26年度] <国土交通省(123) と共管>	(昭和26年法律 第204号)第49条		容器検査、容器再検査を 受けた後又は自主検査刻 受けた後れた後、期間を 等でで定める期間を 過した容器に正 がるとする者 した容器にとする者		委託等
77	済	19 -1	附属品検査※ (附属品検査) [昭和26年度] <国土交通省(124) と共管>	高圧ガス保安法 (昭和26年法律 第204号)第49条 の 2	バルブ、安全弁、緊急しや断装置	附属品を製造又は輸入をした者	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安:登録附属品製造業者、外国登録附属品 製造業者	委託等
77	済	経 19 -2	(附属品再検査)	高圧ガス保安法 (昭和26年法律 第204号)第49条 の 4	バルブ、安全弁、緊急しゃ断装置	附属品検査、、附属品再検査を受けた後又は自主を検査を受けた後又はた後、 査変即等がされた後期間 資産業省令で定め又とを 資産を登けた附属品に支 傷をを受けた附属品がスとを 場でないます。 したないます。 したないます。 したないます。 では、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ののでは、	・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主検査:容器検 査所	委託等
78		20	液化石油ガス貯蔵施 設等の検査 (貯蔵施設の完成検 査) [昭和42年度]	保安の確保及び 取引の適正化に 関する法律(昭	・設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更した貯蔵施設 ・設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更した特定供給設備	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者	<ul><li>・都道府県</li><li>・公益法人</li><li>・民間法人</li><li>・高圧ガス保安協会</li></ul>	委託等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
製造又は輸入後、譲渡又は引渡し前	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④—	・経済産業大知事 ・経済道府ス ・福高会 ・海に会 ・機関 「刻印等」	容器の種類によりそれぞれ規定	1,604,062 【高圧ガス保 安協会】	・80~ (容知算) ・90~ (容知の全に) (容の上に) でかるとのでで、 で容で、 (類数る)	・安料・体標政・安産可高法令地の準令高協業を受けている。 スチネ 大田 が いっこう がいい スチネ 共対す ス を で スチネ 共対す ス を で ス チャック ガース で まった アンドラ がった アンドラ がった アンドラ がった アンドラ で かい アンドラ アンドラ かい アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ	9,327 【高圧ガス保 安協会】	不詳
容器再次では刻た日本では刻た日本ででは刻た日本での上めるでは刻た日本ででは、 で前起ででは、 で前起ででは、 でが起いた。 でが起いた。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	① 個別 (全数) ②書面・実地 ③ 検査場内 ④ 一	・経ず産業 ・経ず ・経ず ・経ず ・ ・ ・ ・ 高 会 ・ 治 に で を と を を を を を を を を を を を を を を を を を	容器の種類により それぞれ規定	8,061,575 【容器検査 所】	・80~ (容単に応じ て加算) ・90~ (容量に応じ て加・70~ (容の器の種に容 類の)	・安料・体標政・安産可高法令地の準令高協業の大けが係る公教財 ス経の決が係る公教財 ス経の決けが手に 圧気が臣けが臣がたけがない。 スチ条 団のる 保済認定		不詳
製造又は輸入後、譲渡又は引渡し前	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④—	・経新道所ス ・経新道所ス ・経済道所ス ・協・ ・協・ ・機関 ・機関 ・機関 ・機関 ・関・ ・機関 ・関・ ・機関 ・関・ ・機関 ・関・ ・関・	附属品の種類によ りそれぞれ規定	11, 204, 714 【高圧ガス保 安協会】	・20~1,050 ・21~1,100 ・16~ (附属品の種類、容量による)	産業大臣の認 可を受け決定	安協会】	不詳
附期に 開属間は 生年に である での場と をある の をある の を の の の の の の の の の の の の の	① 個別 (全数) ②書面・ ③ 現地 ④ 一	・経都道圧 ・福高 ・高会 ・で容 ・機関 ・で容 ・機関 ・変 ・機関 ・変 ・機関 ・変 ・機関 ・変 ・機関 ・変 ・機関 ・変 ・ の の の の の の の の の の の の の の の の の	附属品の種類によりそれぞれ規定	2,375,560 【容器検査 所】	・20~1,050 ・21~1,100 ・16~ (附属品の種類、受験個数、容量による)	安法関係手数	73, 915 【容器検査 所】	不詳
貯蔵施設の使用 前、特定供給設 備の使用前	①一 ②書面・実地 ③一 ④一	・都道府県知事 ・高圧ガス保会 協会 ・指定完成検査 機関 [貯蔵施設等の 完成検査証の交 付]	検査を受けた施設 に変更がない限り 有効	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
79	済	21 -1	液化石油ガス充てん 設備の検査 (充てん設備の完成 検査) [平成9年度]	保安の確保及び	設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更した充てん設備		<ul><li>・都道府県</li><li>・公益法人</li><li>・民間法人</li><li>・高圧ガス保安協会</li></ul>	委託等
79	済	21 -2	液化石油ガス充でん設備の検査(充てん設備の検査)(充て人設備の保安検査)[平成9年度]	保安の確保及び	充てん設備	充でん事業者	<ul> <li>・都道府県</li> <li>・公益法人</li> <li>・民間法人</li> <li>・高圧ガス保安協会</li> </ul>	委託等
	済産業省	22	特定液化石油ガス器 具等の適合性検査 [昭和43年度]	保安の確保及び 取引の適正化に 関する法律(昭 和42年法律第149 号)第47条第1 項	式瞬間湯沸器、半密閉式バーナー 付ふろがま、ふろがま、ふろバー ナー、半密閉式ストーブ、ガス栓	特定液化石油ガス器具等 を製造又は輸入した者	・(財)日本ガス機器検査協会 ・(財)日本エルピーガス機器検 査協会	推薦等
81	経済産業省	23	火薬類の製造施設等 の検査 (製造施設等の完成 検査、検査、保安検 査」 [昭和25年度]	薬類取締法(昭 和25年法律第149	火薬類の製造施設及び火薬庫	○完成代表 新設又は変更検査を 表更の工造施 変の工造施 変の工造施 での大薬 での大薬 での保険 での大変 での保険 での大変 での保険 での大変 での保険 での大変 での保険 での大変 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での、	・経済産業省:産業保安監督 部・支部・事務所 ・指道院界 ・指定完成検査機関、指定保安 検査機関 ・自主確認・自主保安:認定完 成検査実施者又は認定保安検査 実施者	委託等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
充てん設備の使 用前	①— ②書面・実地 ③— ④—	都道府県知事、 高圧ガス保安協 会又は掲定完成 検査を機関 寛充で、 成検査証の交 付]	検査を受けた施設 に変更がない限り 有効	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳
1 (をんて設たにたか安査の備完け充びで以に該再と行年た休設、備都そもつ検のなに成たて使の上あ充びすわにだ止備当の道のの、査受いあ検日ん用期でって使るなにがま許府目で前(け充っ査か設す間あてん用といし、 (本)	①一 ②書面・実地 ③一 ④一	都高圧がは関いて、	1	不詳	不詳	地方公共団体定が独自で決定	不詳	不詳
販売するまで	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④ —		5		品目の部品 数、種類によ り異なる。		不詳	不詳
火薬類製造施設 等を設置の 要を出すの 得で更った で更った を で で の で 使 用 す で し て 便 の で し て 便 の で し て し て し て し て し て し て し た し た し に し た し に し に し に し に し に し に	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	・産業保安監督 ・・産業保安 ・・産業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	なし	1, 962	72,000 ~ 266,000 23,000 ~ 41,000	・ 大 ・ 大 を ・ 大 を ・ は の り 手 数 す の 準 で の 準 で の 準 で の 準 で の で の で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	20, 394 (経済産業 省、都道府県 の合計)	不詳

番号 1	府省名	号	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
82			鉱業権者による情報では、16年度	・鉱田70号山保 (第70号山保 (第70号山保 (第14 (第14 (第14 (第14 (第14 (第14 (第14 (第14	・要・大統一の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大	鉱業権者	自主確認	
83	経済産業省	経 25	鉱業権者による定期 検査 [平成16年度]	· 鉱山保安法 (昭和24年法律 第70号) 第16条 完鉱山保安法施 行規則 (平業3 6年経済(3 令第96号) 第34 条	・人を運搬する施設 ・石油鉱山における掘削施設 ・高圧ガスを製造する施設又は冷 凍のため高圧ガスを製造する施設 で、一日の冷凍能力が三トン以上 のもの ・石油鉱山における高圧ガス処理 プラント ・最高使用圧力0.4メガパスカル以 上のボイラー又は蒸気圧力容器	鉱業権者	自主確認	

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
工事の完成後、 施設使用開始の 前	1)— 2)— 3)— 4)—	_	なし	_	_		_	_
2年に1回	①— ②— ③— ④—	_	なし	_	_	_	_	_
	( <u>4</u> )—							

番号 1	府省名	号	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
84		26	機械、器具等に関する制限等 [平成16年度]	(昭和24年法律 第70号) 第11条 ・鉱業上使用す	石炭坑及び石油坑における火薬 類、石炭坑及び石油坑における電 気機械器具、石炭坑及び石油坑に おける電線、石炭坑における弱電 流電線、救命器	鉱業権者	自主確認	
	済産業省	27	事業所の新設又は変 更の確認※ [昭和50年度] <総務省(19)と共管 >	卜等災害防止法 (昭和50年法律 第84号)第11条 第1項	第1種特定事業者のうち石油と高 圧ガスを共に扱う特定事業所(レ イアウト事業所)の事業所内の配 置等	レイアウト事業所の新設 又は変更をする特定事業 者	· 総務省 · 経済産業省	直轄
86		28	新規化学物質の届出 に基づく審査※ [昭和48年度] 〈厚生労働省(41)、 環境省(148) と共管 〉	及び製造等の規 制に関する法律 (昭和48年法律	新規化学物質	新規化学物質の製造又は 輸入しようとする者	薬事・食品衛生審議会、化学物 質審議会、中央環境審議会の合 同委員会	直轄
87	済	29	加工施設の検査 (使用前検査) [昭和43年度]	核原料物質、核 燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和 32年法律第166 号)第16条の3 第1項	加工施設	加工事業者	<ul><li>経済産業省</li><li>(独)原子力安全基盤機構</li></ul>	委託等
87	済	29	加工施設の検査 (施設定期検査) [平成11年度]	核原料物質、核 燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和 32年法律第166 号)第16条の5 第1項	加工施設	加工事業者	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
87	済	29	たものに限る)) [昭和61年度]	燃料物質及び原		六フッ化ウランの加熱容 器その他省令で定める加 工施設に対し溶接をしよ うとする者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
87	済	29 -4	加工施設の検査 (溶接検査(輸入し たものを除く)) [昭和61年度]		六フッ化ウランの加熱容器その他 省令で定める加工施設であって溶 接をするもの	六フッ化ウランの加熱容 器その他省令で定める加 工施設に対し溶接をしよ うとする者	(独)原子力安全基盤機構	委託等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
_	0— 2— 3— 4—		なし	_	_		_	
新設又は変更の 工事完了後	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転中	総務大臣、経済 産業大臣 [新設等計画に 適合して認したことを確認した目 の通知の現地で の手交]	なし	19	99,050 ~ 238,400 (石油等の取 扱量や敷地面 積により手数 料額は異な る。)	石油コンビ ナート等災害 防止法施行令 第43条	304	79 (検査に要し た旅費 (総務 省分を除く)
新規の化学物質 の製造又は輸入 をしようとする とき	①— ②書面 ③— ④—	_	なし	577	0		0	不詳
使用前	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④—	経済産業大臣 [使用前検査合 格証の交付]	当該加工施設に変更がない限り有効	23	1, 174, 800	核原料物質、及 核燃料分類で が原子炉の場合 で 関で 関で の は 施 で の お の の と の の と の の と の り た の り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	2, 702	不詳
毎年1回	①個別 ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	経済産業大臣 [施設定期検査 合格証の交付]	次回の検査までの 期間	6	2, 349, 500	核原料物質、及 核燃料分質で、及 核燃料が質の 規 に関行の 表 及び別表第 1	1, 410	不詳
使用前	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④-	(独)原子力安全 基盤機構 [溶接検査合格 証の交付]	なし	0		核原料物質の 核燃料物質の が原子の関すの が関チンで関すの が制能で が開発を が見まる を を を を を を を を を を を を を	0	0
使用前	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④一	(独)原子力安全 基盤機構 [溶接検査合格 証の交付]	なし	5	1, 700 ~ 7, 303, 800	核原料物質、及 核燃料物質の 及び原子炉関する 規制に関する 発入 が規制に が開発 が が が の の の の の の の の の の の の の の の の	不詳	不詳

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
88	済	30 -1	再処理施設の検査 (使用前検査) [昭和32年度]	核原料物質、核 燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和 32年法律第166 号)第46条第1 項	再処理施設	再処理事業者	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
88	済	30	再処理施設の検査 (施設定期検査) [昭和54年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第46条の2の2第1項	再処理施設	再処理事業者	·経済産業省 ·(独)原子力安全基盤機構	委託等
88	済	30 -3	再処理施設の検査 (溶接検査(輸入し たものに限る)) [昭和61年度]	核原料物質、核 燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和 32年法律第166 号)第4項	使用済燃料の溶解槽その他省令で 定める再処理施設であって溶接を するもの(輸入したもの)	使用済燃料の溶解槽その 他省令で定める再処理施 設に対し溶接をしようと する者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
88	済	30 -4	再処理施設の検査 (溶接検査(輸入し たものを除く)) [昭和61年度]	核原料物質、核 燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和 32年法律第166 号)第46条の2 第1項	使用済燃料の溶解槽その他省令で 定める再処理施設であって溶接を するもの	使用済燃料の溶解槽その 他省令で定める再処理施 設に対し溶接をしようと する者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
89	済産業省	31 -1	廃棄物埋設施設等に 係る廃棄物埋設に関 する確認 (廃棄物埋設施設等 に第一種廃棄物埋設 に関する確認) [平成19年度]	燃料物質及び原 子炉の規制に開 する法律(昭和 32年法律第166 号)第1項	廃棄物埋設施設	廃棄物埋設事業者	経済産業省	直轄
89	済	31 -2	廃棄物埋設施設等に 係る廃棄物埋設に関 する確認 (廃棄物埋設施設等 に第二種廃棄 に関する確認) [昭和62年度]	燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和	廃棄物埋設施設	廃棄物埋設事業者	経済産業省	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
使用前	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④—	経済産業大臣 【使用前検査合 格証の交付】	当該再処理施設に 変更がない限り有 効	5	1, 675, 500	核原料物質、及 核燃料物質、及 び原子炉の気規 に関行令第66 条及び別表第 1	84	不詳
毎年1回	①個別 ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	経済産業大臣 [施設定期検査 合格証の交付]	次回の検査までの期間	1	6, 211, 000	核原料物質、 核原料物質の での での での での での での での での での で	621	不詳
使用前	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④—	(独)原子力安全 基盤機構 [溶接検査合格 証の交付]	なし	0	1,700 ~ 7,303,800	核原料物質、及 核燃料物質、及 核燃料炉の規 規 に関 で の 設 に 関 で の 形 が の 形 が の の 形 に り で の り る の り る の り る の り る の り る の り る の り る り る	0	0
使用前	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④—	(独)原子力安全 基盤機構 [溶接検査合格 証の交付]	なし	4		核原料物質、及 核燃料分類で が原子炉の 制に を が別に 関子で 第66 条及 び別表第 2	不詳	不詳
び設備の状況が	①一 ②書面・実地 ③一 ④一	経済産業大臣 [確認証の交 付]	なし	0	(廃棄物埋設 施設)	核核原料物質、及 技 核 放原子 財 行 中 す の で の 形 た び 別 に 施 行 で の 表 表 の 表 る で り る る る る る る る る る る る る る る る る る	0	0
・部定・た・しを当地う経済といる。 一次の するが 施と坑及を当地う経済といるを当地う経済とと済当とのきる。 埋口と棄むと済当とがのき物等で大めのき物等で大めのき物等で大めのきがなります。	①— ②書面・実地 ③— ④—	経済産業大臣 〔確認証の交 付〕	なし	0	~	核原料物質、 核燃料物質の が原子関すの 制律施 が別 を が別 表 1	0	0

番号1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
89	済	31 -3	廃棄物埋設施設等に 係る廃棄物埋設に関 する確認 (放射性廃棄物に係 る第一種廃棄物埋設 施設に関する確認) [平成19年度]	燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物	廃棄物埋設事業者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
89	済	31 -4	廃棄物埋設施設等に 係る廃棄物埋設に関 する確認 (放射性廃棄物に係 る第二種廃棄物埋設 施設に関する確認) [昭和62年度]	燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物	廃棄物埋設事業者	(独) 原子力安全基盤機構	委託等
90	済	32 -1	特定廃棄物管理施設 の検査 (特定廃棄物管理施 設に係る使用前検 査) [昭和61年度]	燃料物質及び原	特定廃棄物管理施設	廃棄物管理事業者	経済産業省	直轄
90	済	32 -2	特定廃棄物管理施設 の検査 (特定廃棄物管理施 設の変更に係る使用 前検査) [昭和61年度]	燃料物質及び原 子炉の規制に関	廃棄物管理施設	廃棄物管理事業者	経済産業省	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
核燃料物質又は 核燃料物質に よって汚染され た物を埋設する 前	①— ②書面・実地 ③— ④—	(独)原子力安全 基盤機構 [確認証の交 付]	なし	0	92, 100	核原料物質、 核燃料物質及 び原子関する法 間に預行令第66 条及び別表第 1	0	0
核燃料物質又は 核燃料物質に よって汚染され た物を埋設する 前	①— ②書面・実地 ③— ④—	(独)原子力安全 基盤機構 [確認証の交 付]	なし	11	6,000	核原料物質、 核燃料物質及 が原子炉の規 制に関する第66 条及び別表第 1	5, 506	不詳
・機種き・設のき・設き・設き・業認 を	①— ②実地 ③— ④—	経済産業大臣 [合格証の交 付]	なし	0	1, 431, 900	核原料物質、 核燃料物質、 及燃料物質の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	0	0
	①— ②実地 ③— ④—	経済産業大臣 [合格証の交 付]	なし	3	1, 431, 900	核原料物質、 核燃料物質、 核燃料物質の 現 関 を 関 の の は 関 の の の の の の の の の の の の の の の	430	不詳

番号 1	府省名	뮺	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
90	済	32 -3	特定廃棄物管理施設 の検査 (特定廃棄物管理施 設に係る溶接検査) [昭和61年度]	燃料物質及び原	特定廃棄物管理施設	廃棄物管理事業者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
90	済	32 -4	特定廃棄物管理施設 の検査 (輸入した特定廃棄 物管理施設に係る溶 接検査) [昭和61年度]	燃料物質及び原 子炉の規制に関	特定廃棄物管理施設	廃棄物管理事業者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
90	済	32 -5	特定廃棄物管理施設 の検査 (特定廃棄物管理施 設の定期検査) [昭和61年度]	燃料物質及び原	特定廃棄物管理施設	廃棄物管理事業者	経済産業省	直轄
91	経済産業省	33	廃棄物の工場又は事 業所外の廃棄に関す る確認※ [昭和53年度] <文部科学省(26)、 国土交通省(129) と 共管>	核原料物質、核 燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和 32年法律第166 号)第58条第2 項	核燃料物質又は核燃料物質によっ て汚染された物	原子力事業者	経済産業省	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
以・う・必部試がな・要溶はう状き・漏う状きの接き破とつをきた械す部同とに 圧いとに行作 壊すい行ると試るに試がな 試試がな程業 試るてう状き験突つ験でっ 験験でった 験溶、こ態 を合いをきた 又をきたどを 験溶、こ態 を合いをきた は行ると	①一 ②書面・実地 ③一 ④一	経済産業大臣 [溶接検査合格 証の交付]	なし	0	~	核核び制律条2	0	0
施設を使用する前	①一 ②書面・実地 ③一 ④一	経済産業大臣 [溶接検査合格 証の交付]	なし	0		核原料物質、 核燃料物質、及 び原子炉の規 制に関する第66 条及び別表第 2	0	0
1年ごと	①— ②実地 ③— ④運転中	経済産業大臣 [施設定期検査 合格証の交付]	なし	2	2, 028, 600	核原料物質、 核燃料物質及 が原子炉の規制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	406	不詳
輸入廃棄物を廃 棄物管理施設に 廃棄する前	①— ②書面・実地 ③— ④—	経済産業大臣又 は(独)原子力安 全基盤機構 [確認証の交 付]	なし	4	102, 300	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉のる法 制に関する第66 条及び別表第 1	286	不詳

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
92		34	核燃料物確認器、 [昭和54年度(27)、 [昭本部通道 (文部交通 (本語を) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和	核燃力が出ている。	精錬事業者、設置者、神野、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	<ul><li>経済産業省</li><li>(独)原子力安全基盤機構</li></ul>	委託等
93	済	35 -1	原子炉施設の検査※ (廃止措置対象施 設) (原子炉施設のうち 一定のものの性能に 係る定期検査) [昭和36年度] <文部科学省(24) と共管>	燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和	廃止措置対象施設	原子炉設置者	経済産業省	直轄
93	済	35 -2	原子炉施設の検査※(廃止措置対象施設)(原発性性を設定を発生を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和 32年法律第166 号)第28条第1	原子炉施設	原子炉設置者	経済産業省	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
運搬の都度	①個別(全数) ②書検査 ③検本 ④ 一	び(独)原子力安全基盤機構 [運搬確認証の交付]	運搬開始日から運搬終了日まで	73	66, 800 ~ ~ 1, 030, 200	核核び制律条1	998	不詳
1年ごと	①— ②実地 ③— ④運転停止	経済産業大臣 [合格証の交 付]	なし	3	1, 218, 600	核原料物質、 核燃料物質、及 が原子炉の現 制に関行令第66 年及び別表第 1	366	不詳
	①— ②書面・実地 ③— ④—	経済産業大臣 [使用前検査合 格証の交付]	なし	0	1, 325, 100	核原料物質、 核燃料物質、 技燃料物質の 関行の 関行の 関行の 表 の が別表第 1	133	不詳

番号 1	府省名	号	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
93	済	35 -3	原子炉施設の検査※ (廃止措置対象施 設) (原子炉施設の溶接 検査) [平成12年度] <文部科学省(24) と共管>	燃料物質及び原 子炉の規制に関	原子炉施設	原子炉設置者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
93	済	35 -4	原子炉施設の検査※ (廃止措置対象施 ) (原子炉施設のうち 輸入したものの溶接 検査) [平成12年度] <文部科学省(24) と共管>	燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和	原子炉施設(輸入したもの)	原子炉設置者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
94	済	36 -1	特定特殊自動車の検 査※ (特定原動機の型式 指定) [平成18年度] <国土交通省 (144)、環境省(149) と共管>	排出ガスの規制	型式指定特定原動機	特定原動機製作等事業者	・(社)日本建設機械化協会 ・(財)日本自動車輸送技術協会	推薦等
	済産業省	36 -2	特定特殊自動車の検 査※ (少数生産車の承 認) [平成18年度] <国土交通省 (144)、環境省(149) と共管>	排出ガスの規制 等に関する法律 (昭和17年法律 第51号)第12条 第 3 項	少数生産車	業者	経済産業省、国土交通省、環境 省	直轄
94	済	36 -3	特定特殊自動車の検査※ (特定特殊自動車の技術基準適合の確認) [平成18年度] <国土交通省 (144)、環境省(149) と共管>	排出ガスの規制	使用の開始前に、主務大臣の検査 を受ける特定特殊自動車	特定特殊自動車排出ガス の規制等に関する法律第 17条第1項ただし書の確 認を受けようとする者	• (社)日本建設機械化協会 • (財)日本自動車輸送技術協会	推薦等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
・う・必部非きた・準験に・う状きをま要に破ると溶にがな所との要状き接よでっ圧とにといるとないがながながながながながながながながながない。 基試態 行ると	①— ②書面・実地 ③— ④運転停止	(独)原子力安全 基盤機構 〔溶接検査合格 証の交付〕	なし	0	3,500 ~ 3,651,900	核原料物炉の 核燃料物炉の 大変に 大変に 大変に 大変に 大変に 大変に 大変に 大変に	0	0
・う・必部破ると・準験に・う状きを験溶はでっ 術械状きをきた 繋ぶしてがな 技機ると験でったとに かるきた試がな お機ると験でった 表談態 行ると	①— ②書面・実地 ③— ④運転停止	(独)原子力安全 基盤機構 [溶接検査合格 証の交付]	なし	0	3, 500 ~ 3, 651, 900	核原料物質、及 核燃原料物質の 機能を が開いに 関行の を が の は に 関行の 表 の の お の の の の の の の の の の の は に の の の の の は の の の の	0	0
型式指定を受けようとするとき	①型式 ②実地 ③現地 ④—	経済産業大臣、 国土 大臣、 環境大臣、 環境大臣 「特定原動機型 式指定通び指定通び指定 を等の告示]	なし	1	81,900 〜 516,600 +交通費 ※検査条件に より異なる。	登録検査機関 が独自で決定	74 【財団法人日 本自動車輸送 技術協会】	57 【財団法人日 本自動車輸送 技術協会】
承認を受けよう とするとき	①型式 ②書面 ③— ④—	経済産業大臣、 国土交通大臣、 環境大臣 『少数生産車承 認通知書の交付 及び承認番号等 の告示』	なし	150	(電子申請の	特定特殊 東 東 期制等 は 制制 は ま ま の す で で で で で で で で で で で で で	274	不詳
特定特殊自動車 の使用の開始前	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④—	経済産業大臣、 国土交通大臣、 環境大臣 [確認証の交 付]	なし	90	19,950 〜 467,250 +交通費 ※検査条件に より異なる。	登録検査機関 が独自で決定		288 【財団法人自 動車輸送技術 協会】

番号1	府省名	号	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
95		37	核物質防護規定の遵 守状況の検査 [平成17年度]	核原料物質法 特別 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型	経済産業省が所管する原子力施設	経済産業省が所管する原 子力施設	経済産業省	直轄
96		38	核燃料物質等の輸送容器に係る承認 [昭和54年度]	燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和	核燃料物質等対象)・特に関いて、   ・	精錬事業者、加工事業 者、原子炉設置者、再便用 資燃料貯蔵事業者、廃棄事業者、廃棄事業者、廃棄事業者、廃棄事業者及 でこれらの者から運搬を 委託された者	経済産業省	直轄
97		39	放射能濃度について の確認 [平成17年度]	核原料物質、核 燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和 32年法律第166 号)第61条の 2	原子力事業者の工場等において用 いた資材等	原子力事業者	経済産業省	直轄
98		01	自動車道の検査 [昭和26年度]	道路運送法(昭 和26年法律第183 号) 第57条第1項、第 58条第1項、第59 条第1項、第59条第1項、第59 第1項、第75条第 1項・第3項	自動車道の構造及び設備	自動車道事業者、専用自 動車道を設置した自動車 運送事業者	国土交通省	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
毎年 1 回	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転中・運転停 止		1	30	0	_	不詳	不詳
輸送容はようとする都度	①個別(全数) ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④		5	4	702, 600	核核び制律条1	1	不詳
確認を受けようとするとき	①個別(全数) ②書面 ③— ④—	経済産業大臣 [確認証の交 付]	なし	0	〜 (重量に応じ て加算)	核原料物質 (表現料物質) (表現料物質) (表現代) (表知代) (表知	0	0
自動車道を供用しようとするとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④—	国土交通大臣 [合格書の交 付]	自動車道の構造及 び設備に変更がな い限り有効	0	0		0	0

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
99	土	02 -1	石満州 本	ン事業法(昭和 47年法律第105 号)第16条第1 項、第4項、第 18条第1項、第	「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」の別表第一、二に掲げる工事を完成し、主務大臣に対して検査を申請した事業用施設	石油パイプライン事業者	総務省、経済産業省、国土交通省	直轄
99	土	02 -2	石油パイプライン事 業用施設の検査※ (事業用施設の保安 検査) [昭和47年度] <総務省(18)、経済 産業省(67) と共管 >	ン事業法(昭和	事業用施設 (送油圧送機及び送油 導管並びにこれらの付属設備)	石油パイプライン事業者	総務省、経済産業省、国土交通 省	直轄
100			船舶の総トン数測度 [明治32年度]	船舶法 (明治32 年法律第46号) 第 4 条	総トン数20トン以上の船舶	船舶所有者	地方運輸局	直轄
101	国土交通省	国 04	小型船舶の総トン数 測度 [平成13年度]	小型船舶の登録 等に関する法律 (平成13年法律 第102号)第6条	総トン数20トン未満の船舶	船舶所有者	日本小型船舶検査機構	委託等
102	国土交通省	国 05		ン数の測度に関 する政令(昭和 28年政令第259 号)第1条	総トン数20トン未満の漁船	船舶所有者	都道府県	直轄
103		国 06	[昭和55年度]	船舶のトン数の 測度に関する法 律(昭和55年法 律第40号)第8 条	長さ24メートル以上の国際航海に 従事する船舶	船舶所有者	地方運輸局	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
当該事業用施設の工事完成後など	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	総務大臣、経済 産業大臣、国土 交通大臣 [完成検査合格 証の交付]	なし	2	526, 300	石イ33条 イン 33条 イン 33条 イン 33条 イン 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27	105	1 (検査に要し を旅費総務 者、経済を除く。))
前かしたをたてのような場合である。 前回られているでは、そのようでは、そのようでは、そのは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、こ	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	総務大臣、経済 産業大臣、国土 交通大臣 「検査結果通知 書の交付]	検査13かに 13かパイン 13かパイン 13かパイン 14で 17で 17で 18で 18で 18で 18で 18で 18で 18で 18で 18で 18	1	526, 300	石油・事業法第 33条イプ・ 33条イプ・ 33条イプ・ 3条イプ・ 3条第 3条第 2項	53	3 (検査に要し た旅費と務 者、経済産業 省を除く。))
船舶を建造(改 造)する場合	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	一 (合格判定を行うも、別定な行うも、別ではな行うも、別でを管理を行った。 (一会もので度確定を行かる。 (一会を行うから、 (一会を行うからが、 (一会を行うからでする。 (一会を行うからでする。 (一会を行うからでする。 (一会を行うからでする。 (一会を行うからない。 (一会を行うからない。 (一会を行うからない。 (一会を行うからない。 (一会を行うからない。 (一会を行うからない。 (一会を行うからない。 (一会を行うからない。 (一会を行うからない。 (一会を行うな) (一。 (一会を行うな) (一。 (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一)	不詳	294		船舶法施行細 則第50条及び 別表	4, 459	不詳
船舶を航行の用 に供するとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	<ul><li>(合を でする</li><li>(合を でする</li><li>(合を でする</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li><li>(できる)</li>&lt;</ul>	不詳	7, 841	4, 350 ~ 21, 700	小型船舶登録 規則第47条第 1項及び別表	4, 699	不詳
船舶を建造(改 造)する場合	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	一 (うも別さな (うも別さなな行 (うも別さなでをないできる。 (別ではないできる。 (別ではないできる。 (別ではないできる。 (別ではないできる。 (別ではないできる。 (別ではないできる。)	不詳	1, 020	不詳	地方公共団体が独自で決定	1, 290	不詳
国際航海に従事するとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	一 (合格判定を行 うも別度なな く、測度にをで を 場合に いる に いる に いる に いる と は が が が が が が が が り が り が り に い で り で り で が で が で が り で が り で り で り で り	不詳	49	27, 100 ~ 1, 881, 700	船舶のトン数 の測度に関す る法律施行規 則第71条及び 別表第 7	1, 968	不詳

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
104	土	07	船舶検査 (定期検査) [昭和8年度]	船舶安全法(昭 和8年法律第11 号)第5条	<b>新</b> 公弟白	船舶所有者	<ul><li>・国土交通省、地方運輸局等</li><li>・日本小型船舶検査機構</li></ul>	委託等
104	土	07	船舶検査 (中間検査) [昭和8年度]	船舶安全法(昭和8年法律第11号)第5条	<b>新</b> 谷 <b>新</b> 白	船舶所有者	・国土交通省、地方運輸局等 ・日本小型船舶検査機構	委託等
104	土	07	船舶検査 (臨時検査) [昭和8年度]	船舶安全法(昭和8年法律第11号)第5条	<b>前</b> 分角白	船舶所有者	・国土交通省、地方運輸局等 ・日本小型船舶検査機構	委託等
105	国土交通省	国 08	危険物の積付検査 [昭和32年度]	危険物船舶運送 及び貯蔵規則 (昭和32年運輸 省令第30号)第 111条	危険物	危険物を運送しようとす る船舶の船長	・地方運輸局等 ・(社)日本海事検定協会 ・(財)新日本検定協会	委託等
106			危険物のコンテナへ の収納検査 [昭和44年度]	危険物船舶運送 及び貯蔵規則 (昭和32年運輸 省令第30号)第 112条	危険物	危険物の荷送人	・地方運輸局等 ・(社)日本海事検定協会 ・(財)新日本検定協会	委託等
107	国土交通省	国10	液状化物質の積付検 査 [昭和39年度]	特殊貨物船舶運送規則(昭和39年運輸省令第62号)第25条	液状化物質	液状化物質をばら積みして運送しようとする船舶 の船長	・地方運輸局等 ・(社)日本海事検定協会	委託等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
・初めて航行の 用に供するとき ・証書の有効期 間が満了すると き	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	国士交通大臣、 地方運輸局長 等、小型船舶検 査機構 [船舶検査証書 の交付]	5又は6	69, 340	9, 900 ~ 524, 100	船舶安全法施 行規則第66条 及び別表第1 の2	13,736 (小型船舶 検査機構: 144,661)	不詳
定期検査と定期 検査の間の指定 された時期	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	国土交通大臣、 地方運輸局長 等、小型船舶検 査機構 [船舶検査証書 の返付]	不詳	56, 438	5, 100 ~ 389, 900	船舶安全法施 行規則第66条 及び別表第1 の2	10,135 (小型船舶 検査機構: 72,196)	不詳
・改造又は修理 を行うとき ・船舶検査証書 の記載事項を変 更するとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	国土交通大臣、 地方運輸局長 等、小型船舶検 査機構 [臨時変更証の 交付]	不詳	8, 017	~	船舶安全法施 行規則第66条 及び別表第1 の2	2,443 (小型船舶 検査機構: 2,886)	不詳
危険物を運送し ようとする場合	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④—	地方運輸局長 等、登録検査機 関 [危険物積付検 査証の交付]	危険物の船舶運送 が終了するまでの 間	168	7,800 ~	危険物船舶運 送及び貯蔵規 則第114条第 4項	308 (登録検 查機関: 584)	不詳
危険物をコンテ ナに収納して運 送する場合	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④一	地方運輸局長 等、登録検査機 関 [危険物の船舶 運送が終了する までの間]	危険物の船舶運送 が終了するまでの 間	50, 584	19, 200 ~	危険物船舶運 送及び貯蔵規 則第114条第 5項	101, 758	不詳
液状化物質を船舶にばら積みして運送しようとするとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④—	地方運輸局長 等、登録検査機 関 [液状化物質積 付検査証の交 付]	液状化物質の運送 が終了するまでの 間	0	25, 500 ~	特殊貨物船舶 運送規則第33 条第6項	0	不詳

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
108	国土交通省	国 11 -1	(定期検査) [昭和58年度]	海洋汚染等及び 海上災害の防止 に関する法律 (昭和45年法律 第136号)第19条 の36	海洋汚染防止設備等	船舶所有者	地方運輸局等	直轄
108	土	11	(中間検査) [昭和58年度]	海上災害の防止 に関する法律 (昭和45年法律 第136号)第19条 の38		船舶所有者	地方運輸局等	直轄
108	1+:	11	(臨時検査) [昭和58年度]	海洋汚染等及び 海上災害の防止 に関する法律 (昭和45年法律 第136号)第19条 の39	海洋汚染防止設備等	船舶所有者	地方運輸局等	直轄
109	国土交通省	国 12	[昭和58年度]	海洋汚染等及び 海上災害の防止 に関する法律 (昭和45年法律 第136号)第19条 の36	大気汚染防止検査対象設備	船舶所有者	地方運輸局等	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
<ul><li>・初めて航行の用に供するとき</li><li>・証書の有効期間が満了すると</li></ul>	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	地方運輸局長等 [海洋汚染等防 止証書の交付]	5	924	15, 600 ~ 113, 000	・止洋急等・止備物措検る 海設汚措 大検及質置査規 洋備染置 気査び放手等則 気査が放手等開 ・止引 染象発防書関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2, 244	不詳
証書の有効期間 中に指定された 時期	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	地方運輸局長等 [海洋汚染等防 止証書の返付]	不詳	911	10, 500 ~ 78, 200	・止洋急等・止備物措検る 海設汚措 大検及質置査規 所等、止引 染象発防手等に対す手 大検及質置査規 ・止端が手等第 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2, 223	不詳
対象設備の改造 又は修理を行う とき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	地方運輸局長等 [海洋汚染等防 止証書等の返 付]	不詳	57	22, 700	急等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	116	不詳
海洋汚染防止設 備等の検査の一 部として実施	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	地方運輸局長等 [海洋汚染等防 止証書等の交 付]	不詳	不詳	11, 300 ~ 22, 000	・止洋急等・止備物置を規則を指している。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	不詳	不詳

号	府省名	号	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
110			気象測器の検定 [昭和27年度]		ガラス製温度計、温度計、温度計、多級人の関係を受け、受力を関係を受け、受力を関係を受け、変更を対して対し、変更を表更を表更を表更を表更を表更を表更を表更を表更を表更を表更を表更を表更を表更	以象・団(観・団測の気・定すよう。会別では、大きな、のを発生にでいる。 ( ) 共 の ( ) は、 )	(財) 気象業務支援センター	推薦等
111			航空機の耐空証明 [昭和27年度]			耐空証明を申請しようとする者	・国土交通省、地方航空局 ・耐空検査員	委託等
112			航空機の型式証明 [昭和27年度]		飛行機、回転翼航空機、滑空機、 飛行船等の航空機であって、証明 を受けようとするもの	型式証明を申請しようと する者	国土交通省	直轄
113		16	航空機の修理改造検 査 [昭和27年度]		飛行機、回転翼航空機、滑空機、 飛行船等の航空機であって、検査 を受けようとするもの	航空法第16条第1項又は 第2項の検査を受けよう とする者	・国土交通省、地方航空局 ・耐空検査員	委託等
114			装備品又は部品の型 式又は仕様の承認 [昭和33年度]	(昭和27年運輸	型式又は仕様の承認を希望する装 備品及び部品であって、承認を受 けようとするもの	型式又は仕様の承認の申 請をしようとする者	国土交通省	直轄
115			装備品等の型式適合 認定 [昭和33年度]	航空法施行規則 (昭和27年運輸 省令第56号)第 15条第1項	型式承認取得済の装備品又は部品 であって認定を受けようとするも の	型式に適合することの認 定を申請しようとする者	地方航空局	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
観測使用前、有効期間満了時	① 個別(全数) ②書検査場内 ③ 検転停止	登録検定機関 [検定証書の交 付及び検定証印 の付与]	○ 計気速計計(す ○温ンジ計 2 別	12, 091	200 ~ 33,000	登録検定機関が独自で決定	5, 362	5, 304
証明を受けようとする時期	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	国土交通大臣、 地方航空局長、 耐空検査員 [耐空証明書の 交付]	1年又は国土交通 大臣が定める期間	1, 632	~ (騒音の実測	航空法関係手 数料令第2 条、別表第1 及び別表第二	4,566 【国土交通 省、地方航空 局】	不詳
証明を受けよう とする時期	①型式 ②書面・実地 ③現地 ④—	国土交通大臣 〔型式証明書の 交付〕	なし	4	~	航空法関係手 数料令第2 条、別表第1 及び別表第二	288	不詳
検査を受けよう とする時期	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④—	国土交通大臣、 地方航空局長、 耐空検査員 [航空日誌への 記入]	なし	171	~ (騒音の実測	航空法関係手 数料令第2 条、別表第1 及び別表第二	701 【国土交通 省、地方航空 局】	不詳
承認を受けよう とする時期	①型式 ②書面・実地 ③現地 ④—	国土交通大臣 [装備品等型式 (仕様)承認書 の交付]	なし	15	0	_	0	不詳
認定を受けよう とする時期	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④一	地方航空局長 [型式承認認定 検査合格票の交 付]	なし	0	0	_	0	不詳

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
116	国土交通省	国 19	航空機装備品の予備 品証明 [昭和27年度]	年法律第231号)	発動機、プロペラその他航空機の 安全性の確保のため重要な航空機 装備品であって証明を受けようと するもの	耐空証明のある航空機の 使用者	地方航空局	直轄
1177		20	空港等の検査 (工事完成検査、変 更工事完成検査及び 供用再開の検査) [昭和27年度]	査:航空法(昭	空港等施設(滑走路・着陸帯・誘導路・エプロン等)	空港等の設置者	国土交通省、地方航空局	直轄
118	土	21	航空保安施設の検査 (航空灯火) (工事の完成検査) [昭和27年度]	航空法(昭和27 年法律第231号) 第42条第1項	航空灯火(航空障害灯を除く。)	国土交通大臣以外の航空 保安施設を設置しようと する者	地方航空局	直轄
	土交通省	21 -2	航空保安施設の検査 (航空灯火) (変更工事の完成検 査) [昭和27年度]	年法律第231号) 第43条第 2 項		国土交通大臣以外の航空 保安施設を設置しようと する者		直轄
118	土	21	航空保安施設の検査 (航空灯火) (供用再開の検査) [昭和27年度]	航空法(昭和27 年法律第231号) 第45条第2項	航空灯火(航空障害灯を除く。)	国土交通大臣以外の者で あって供用を休止した航 空保安施設を供用再開し ようとする者	地方航空局	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
証明を受けよう とする時期	①個別(全数) ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	地方航空局長 [予備品証明書 の交付又は予備 品検査合格の表 示]	証明後、修理若し くは改造をされな い又は航空機に装 備されない限り有 効	7, 788	~	航空法関係手 数料令第2条 及び別表第1	1, 962	不詳
工事が完成なたとう。とき、関したとう。とき、人はようときでは、とうともなった。	①— ②実地 ③現地 ④運転停止	交付]	特に重要な変更が ない限り、又は供 用休止若しくは 用休止ない限り 有効		○完成 は ・ト: 110,500 ・その他 ・その他 ・そ等: 258,300 ○査・ト: 96,700 ・港等: 192,300 ・ 192,300 ・ 195,800 ・ 本等: 00 ・ 本等: 195,100	航空法関係手条 及び別表第4	96	92
設置許可を受けた航空保安施設の工事が完成したときに遅滞なく	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	地方航空局長 [文書により付 与]	検査を受けた航空な保安を施設に限りない。 変更がない保安がない、 変とがない、 では航空は休止しない限 は内廃止しない限 り有効	2		航空法関係手 数料令第6条 及び別表第5	19	不詳
設置許可を受け た航空保安施設 の変更工事が完 成したときに遅 滞なく	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	地方航空局長 [文書により付 与]	検査を受けた航空 保安施設に重りな 変更がな空保安施設 の供用を休止者 くは廃止しない限 り有効	13		航空法関係手 数料令第6条 及び別表第5	489	不詳
供用を休止した 航空保安施設の 供用を再開しよ うとするとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	地方航空局長 [文書により付 与]	検査を受けた航空 保安施設に重要な 変更がない限り、 又は航空保安施設 の供用を休止者 くは廃止しない限 り有効	0	0	航空法関係手 数料令第6条 別表5	0	0

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
119	土	22 -1	航空保安施設の検査 (無線施設) (工事の完成検査) [昭和27年度]	航空法(昭和27 年法律第231号) 第42条第1項	航空保安無線施設	国土交通大臣以外の航空 保安施設を設置しようと する者	地方航空局	直轄
119	1	22 -2	航空保安施設の検査 (無線施設) (変更工事の完成検 査) [昭和27年度]	年法律第231号)	航空保安無線施設	国土交通大臣以外の航空 保安施設の設置者	地方航空局	直轄
119	土	22	航空保安施設の検査 (無線施設) (供用再開の検査) [昭和27年度]	航空法(昭和27 年法律第231号) 第45条第2項	航空保安無線施設	国土交通大臣以外の航空 保安施設の設置者	地方航空局	直轄
120	国土交通省	23	運航管理施設等の検査 [昭和27年度]	年法律第231号)	航空機の運航管理の施設、航空機の整備の施設、航空機の整備の施設、航空機の運航又は整備に関する業務に従事する者の訓練の施設、事業を安全かつ的確に遂行するために特に必要であると国土交通大臣が認めて指定する施設であって、検査を受けようとするもの	・航空運送事業を経営する者 ・航空機使用事業を経営 する者	国土交通省、地方航空局	直轄
121			特定救急用具の検査 [昭和27年度]	(昭和27年運輸	非常信号灯、救命胴衣、これに相当する救急用具、救命ボート、航当する救急用具、救命ボート、航空機用救命無線機及び落下傘であって、検査を受けようとするもの		地方航空局	直轄
122		25	模擬飛行装置等の認 定 [平成 5 年度]	航空法施行規則 (昭和27年運輸 省令第56号)第 238条の2	模擬飛行装置であって、認定を受けようとするもの	模擬飛行装置の認定を受けようとする者	国土交通省	直轄
123	土	26 -1	容器検査※ (容器検査) [昭和26年度] <経済産業省(76)と 共管>	高圧ガス保安法 (昭和26年法律 第204号)第44条	髙圧ガスを充てんするための容器	容器を製造又は輸入した者	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安:登録容 器製造業者、外国登録容器製造 業者	委託等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
設置許可を受け、多額では、多額では、多額では、多額では、多額では、多額では、多額では、多額では	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	地方航空局長 [文書により付 与]	検査を受けた航空 保安施設に重り 変更がない限り 又は航空保安施 の供用を休止 くは廃止 り有効	0	~	航空法関係手 数料令第6条 及び別表第5	0	0
変更許可を受け、当該許可に係る施したときに遅滞なく	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	地方航空局長 [文書により付 与]	検査を受けた航空 保安施設に重要な 変更がない限り、 文は航空保安止 の供用を休立と くは廃止しない限 り有効	1	~	航空法関係手 数料令第6条 及び別表第5	205	不詳
供用を休止した 航空保安施設の 供用を専開しよ うとするとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	地方航空局長 [文書により付 与]	検査を受けた航空 保安を施設に重り 変更がない限り 又は航空保安施 の供用を休止 くは廃止 り有効	0	~	航空法関係手 数料令第6条 及び別表第5	0	0
当該施設により その事業の用に 供する航空機を 運航し、又は整 備するまで	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④—	国土交通大臣・ 地方航空局長 [検査結果の通 知]	検査を受けた施設 に変更がない限り 有効	115	0		0	不詳
検査を受けよう とする時期	②書面・実地	地方航空局長 [特定救急用具 検査合格書の交 付]	なし	0	0		0	不詳
認定申請時、認 定後毎年度 1 回、認定後必要 な場合随時	①型式 ②書面・実地 ③現地 ④運転中	国土交通大臣 [認定書の交 付]	なし	5	0		0	不詳
製造又は輸入 後、譲渡又は引 渡し前	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④—	・経済産業大臣 ・都道府県保安 ・高圧ガス保安 協会 会 会 機関 [刻印等]	容器の種類により それぞれ規定	1,604,062 【高圧ガス保 安協会】	・80~ (容加算) ・90~ (容加 応 じ で で か で で で で で で で で で で で で で で で で	・安料・体標政・安産可を料・体標政・安産可を発動するという。 はいか	9,327 【高圧ガス保 安協会】	不詳

番号 1	府省名	号	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
123	土	26 -2	容器検査※ (容器再検査) [昭和26年度] <経済産業省(76)と 共管>	高圧ガス保安法 (昭和26年法律 第204号)第49条	高圧ガスを充てんするための容器	容器検査、容器再検査を容器再検査を容別を後れた後、相主を経済を経れた後、期間を容がつて定める期間を存在を認めた。とはは、というとする者がある。というというというというというというというというというというというというというと	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安:容器検 査所	委託等
124	土	27 -1	附属品検査※ (附属品検査) [昭和26年度] <経済産業省(77)と 共管>	(昭和26年法律 第204号)第49条	バルブ、安全弁、緊急しや断装置	附属品を製造又は輸入を した者	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主保部部・自主保安:登録附 属品製造業者、外国登録附属品 製造業者	委託等
124	土	27 -2	附属品検査※ (附属品再検査) [昭和26年度] <経済産業省(77)と 共管>	(昭和26年法律 第204号)第49条	バルブ、安全弁、緊急しや断装置	附属品検査 養査 を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検動 ・自主確認・自主検査:容器検 査所	委託等
125			鉄道施設の完成検査 [昭和61年度]	和61年法律第92 号)第10条第 1	鉄道施設(鉄道線路、停車場、車 庫及び車両検査修繕施設、運転保 安設備、変電所等設備、電路設 備)		国土交通省、地方運輸局	直轄
126			車両の確認 [昭和61年度]	鉄道事業法(昭 和61年法律第92 号)第13条	鉄道車両	鉄道運送事業者	国土交通省	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
容器等では刻た日本を を変われまして を変われまして をでいました。 をいまでは のとの をいました。 をいまで といまで といる が といる が といる が といる が は で といる が は が といる が は が といる が は が といる が は が と は り は り は り は り は り は り は り は り る が も が も が も が も が も が ら る が も が も る も る も る も る も る と る と る と る と る と る	①個別(全数) ②書面・実地 ③検査場内 ④—	・経済産業大臣 ・都道府オス ・高会 ・指定容器検査 ・機関 ・容別の ・容別の ・変別の ・変別の ・変別の ・変別の ・変別の ・変別の ・変別の ・変	容器の種類によりそれぞれ規定	8,061,575 【容器検査 所】	・80~ (容量に応じ て加算) ・90~ (容算) ・70~ (容算) ・70~ (容器の種 類、容	・安料・体標政・安産可高法令地の準令高協業を受けて、	1, 522, 663 【容器検査 所】	不詳
製造又は輸入 後、譲渡又は引 渡し前	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④—	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・高圧ガス保安 協会 ・指定容器検査 機関 [刻印等]	附属品の種類によりそれぞれ規定	11, 204, 714 【高圧ガス保 安協会】	・20~1,050 ・21~1,100 ・16~ (附属品の種類、受検個数、容量による)	・安料・体標政・安産可高法令地の準令高協大の手に 圧気があまた 正会大臣けが スチネサオー ス経の決 ス経の決 は スター	7, 930 【高圧ガス保 安協会】	不詳
附属間は2年度期 開間は2年定の場合では、 満つ検2年にの場合では、 満つ検2年に後 から最初再検 がをある件に属日 から最初再検 での場合で での場合で がをある件に属日 して、満つたで を経けの日 の日 の日 の日 の日 の日 の日 の日 の日 の日	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④—	・経ず ・経ず ・経ず ・経ず ・経ず ・経ず ・経ず ・経ず	附属品の種類によりそれぞれ規定	2, 375, 560 【容器検査 所】	・20~1,050 ・21~1,100 ・16~ (附属品の種類、容量による)	・安料・体標政・安産可高法令地の準令高協業令地の準令高協業を受ける公共財 ガス経の決け ス経の決け ス経の決け ス経の決ける 保護 団のる 保済認定	73, 915 【容器検査 所】	不詳
・変電所等設備 及のい開変でのい用き ・変びのい開変でのいりでででは ・変でののいりででででいる。 ・変でののいりででは、 ・変でのいいには、 ・変でのいいには、 ・変に、 ・変に、 ・変に、 ・変に、 ・変に、 ・変に、 ・変に、 ・変に	①個別(抽出) ②書面・実地 ③現地 ④運転中・運転停 止	国土交通大臣 [合格書の交 付]	検査を受けた施設 が廃止しない限り 有効	110	不詳	鉄道施設等検 査規則第11条 及び別表	61, 704, 300	不詳
鉄道運送事業者 が鉄道車両を事 業の用に供しよ うとするとき	①型式 ②書面 ③— ④—	国土交通大臣 [確認書の交 付]	確認を受けた鉄道 事業者により鉄道 事業に使用されてい かつ、その安全が 維持管理されてい る期間	不詳	0		0	不詳

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
127			索道施設の完成検査 [昭和61年度]	和61年法律第92 号)第34条の 2	索道施設(索道線路、停留場、原動設備、搬器、握索装置及び接続装置、保安設備、変電所及び配電所、配電線路)	索道事業の許可又は索道 施設の変更認可を受けた 索道事業者	地方運輸局	直轄
128			軌道の運輸開始に係 る検査 [昭和28年度]	軌道法施行令 (昭和28年政令 第258号)第13条	特殊な設計を含む軌道の工事等 (運輸開始前のものに限る。)	運輸開始を予定している 軌道経営者	国土交通省	直轄
129		32	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※ [昭和32年度] 〈文部科学省(26)、 経済産業省(91)と共管〉	核燃料物質及び 原子炉の規制に 関する法律(昭 和32年法律第166	保安のために必要な措置	原子炉設置者及び学国原 子力船運航者	国土交通省	直轄
130		33	核燃料物質運搬の安全確認※ 「昭和53年度] <文部科学省(27)、 経済産業省(92)と共 管>	燃料物質及び原 子炉の規制に関 する法律(昭和	核燃料物質又は核燃料物質によっ て汚染された物の運搬	核燃料物質の使用者等	• 国土交通省 • (独)原子力安全基盤機構	委託等
131			放射性同位元素等の 運搬の安全確認 [昭和55年度]	放射性同位元素 等による放射線 障害の防止に昭和 32年法律第167 号)第18条第2 項	放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の運搬	放射性同位元素等を事業所外に運搬する場合の許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者	・国土交通省 ・登録検査機関:(財)原子力安 全技術センター	推薦等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
変電所、配電所、配電所、配電線路及び原動設備の主原動機については、当該索道施設の使用を開始するとき	①個別(抽出) ②書面・実地 ③現地 ④運転中・運転停 止	地方運輸局長 [合格書の交 付]	検査を受けた施設 が廃止しない限り 有効	17	不詳	鉄道施設等検 査規則第11条 及び別表	6, 307, 700	不詳
運輸開始時	①個別(抽出) ②書面・実地 ③現地 ④運転中・運転停 止	国土交通大臣 [都道府県知事 に運輸開始の認 可について承認 する旨の文書の 交付]	検査を受けた施設 が廃止しない限り 有効	0	不詳	不詳	不詳	不詳
原子炉設置者及び学国界子が製造者を び学国界子の大き国のでは一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	国土交通大臣 [確認証の交 付]	不詳	0	102, 300	核原料物質又 は核燃料物質 及び原 規制に に 対 は 6 6 6 6 8 7 8 7 8 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7	0	不詳
核燃料物質の運搬前	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④—	・国土交通大臣 ・(独)原子力安 全基盤機構 [運搬方法確認 証の交付]	なし	43	234, 300	・物料子関行1第・安構質物炉す令項1 : 又質のる第及 : 又質のる第及 : 又質のる第及 : 又質のる第及 : 以離離 : 以離離 : 以離離 : 以離離 : 以期 : 以期 : 以期	1,008 ·独法: 0	•国: 385 •独法: 0
放射性同位元素 等の運搬前	①個別(全数) ②書面·実地 ③現地 ④—	・国土交通大臣 ・(財)原子力安 全技術センター [運搬方法確認 証の交付]	なし	364	○現地確認: 219,900 (最大) ○書類確認: 31,500	・同よ害す今項・安タ決 ・同よ害す令項・安タ決 ・同よ害す令項・安タ決	213 •登録検査機	・国: 197 ・登録検査機 関: 1,389

	府省名			根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
132	国土交通省	国 355 −1	(新規検査)	道路運送車両 (昭和26年法律 第185号)法第59 条	自動車及び小型特殊自動車を除	自動車の使用者	<ul><li>運輸支局</li><li>・自動車検査独立行政法人</li><li>・軽自動車検査協会</li></ul>	委託等
132	国土交通省	35	(継続給杏)	道路運送車両法 (昭和26年法律 第185号) 第62条	自動車及び小型特殊自動車を除	自動車の使用者	<ul><li>運輸支局</li><li>自動車検査独立行政法人</li><li>軽自動車検査協会</li></ul>	委託等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
運行の用に供しようとするとき	①個別 ②書を ③ 後 ④ 一	○登録自動車: 国土で 会員 国土で 日動車 自動車 自動車 を 自動車 を を 通力 を の を の の の の の の の の の の の の の の の の	○自輸取 1 2 (新車、新車、 1 2 (新車、新車、 2 (新車、新車、 2 (新車、 2 (新車、 4 2 ) ( 2 2 ) ( 3 2 2 ) ( 3 2 2 ) ( 3 2 2 ) ( 3 2 2 ) ( 3 2 2 ) ( 3 2 2 ) ( 3 2 2 2 ) ( 3 2 2 2 ) ( 3 2 2 2 2 ) ( 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	6, 059, 333	○車・ 400 1,100 ・独人 ・独人 ・独人 ・独人 ・独人 ・独人 ・独人 ・独人	・検法送手条・査運係1   ・検法送手条・査運係1   は立道法令2動:両料自会車数   車道法令2動:両料節開第条車道法令   車が運係1   検路関第	車: ■ 389,527 ・割 389,527 ・自立立: 105,679 ・105,679 ・軽自動:を ・105,679 ・軽自動:を	<ul> <li>・独人</li> <li>・査</li> <li>※は査にし全(登ら※算報出転</li> <li>・独人</li> <li>・査</li> <li>・強人</li> <li>・査</li> <li>・独人</li> <li>・査</li> <li>※は査にし全(登ら※算報出転</li> <li>・独人</li> <li>・査</li> <li>・独人</li> <li>・査</li> <li>※は査にり</li> <li>・独人</li> <li>・強</li> <li>・独人</li> <li>・企</li> <li>・企</li> <li>・企</li> <li>・変</li> <li>・で</li> <li>・自録る自別動勘出年又書の</li> <li>・記</li> &lt;</ul>
自動車期間を使用されています。自動車を使用されています。 おいりょう おいりょう おいりょう おいりょう おいりょう おいりょう おいりょう おいりょう かいりょう はいりょう かいりょう はいりょう はいりょう はいりょう はいりょう はいりょう はいりょう はいりょう かいりょう はいりょう はいり はいり はいり はいりょう はいりょく はいり はいりょく はいりょく はいりょく はいりょく はいりょく はいりょく はいりょく はいりょく はいりょく はいり はい はいり はい はいりょく はいりにん はい	①個別 (全数) ②書面·実地 ③検査場内 ④—	○登録自動車: 国土交通 事事: 国土安 自動車 検査 協会 自動車 検査 値 を を を で で で で で で で で で で で で で で で で	○自家用乗用車、 二輪の小型自動車: 2 ・トラック、、 タクシー: 1	31, 701, 635	○車・ ●車 ・独人 ・独人 ・独人 ・独人 ・独人 ・独人 ・独人 ・独人	手数料令第1	車: - 1,977,783 - 自立 1: - 1,977,783 - 自立 772,855 - 軽自動: - 42 - 42 - 43 - 43 - 43 - 43 - 43 - 43 - 43 - 43	<ul> <li>・独人</li> <li>・強人</li> <li>・査</li> <li>※は査にし全(登ら※算報出転</li> <li>・独人</li> <li>・査</li> <li>・独人</li> <li>・査</li> <li>・独人</li> <li>・査</li> <li>・独人</li> <li>・変係で特自録支各書告額記</li> <li>・の決ら計</li> <li>・の決ら計</li> <li>・の決ら計</li> <li>・変修で特別を書きるの</li> <li>・次に自録る自別動勘出年又書のの決ら計</li> <li>・の決ら計</li> <li>・次にする</li> <li>・次に対して検務と安をするが、決算支を</li> <li>・次に対して、</li> <li>・次に対して、</li> <li>・次に対して、</li> <li>・次に対して、</li> <li>・変による</li> <li>・変による</li></ul>

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
132	国土交通省	国 355 -3	(臨時検査) [昭和26年度]		外軽自動車	自動車の使用者	・運輸支局 ・自動車検査独立行政法人 ・軽自動車検査協会	委託等
1322	+	35	(構造等変更検査) [昭和26年度]	道路運送車両法 (昭和26年法律 第185号)第67条 第 3 項	自動車及び小型特殊自動車を除	自動車の使用者	<ul><li>運輸支局</li><li>・自動車検査独立行政法人</li><li>・軽自動車検査協会</li></ul>	委託等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
一動故てそ又基いあきのて生よ装保しれるという。というでは、が合そめは性にいとという。というでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	①個別( ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	○国 ○自 『証・標査車 日   日   日   日   日   日   日   日   日   日	○自 京用 東用 東 東 東 東 東 東 東 東 東 ・ ・ ・ ラ ッ ク ・ ・ ラ ッ ク ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	0	0			・ 強人 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
自動車検査証の記載事項に変更があったとき	① 個別(全数) ②書面・実地 ③ 検査場内 ④—	○登録自動車: 国土安通 自動車 対 自動車 検査 自動車検査 に 自動車検査 で 通動車検査 で で 通動車検査 で 通 の で 通 の で の で の の の の の の の の の の の	○自家用乗用車、 二輪の小型自動車: 2 ○トラック、バス、タクシー: 1	95, 151	・自動車検査 独立行政法 人:	・検法送手条・査運係1 国査人車数・軽協送手条 国査人車数・軽協送手条 自立道法令3動:両料自立道法令3動:両料 車が関第条車道法令	車: ■ 3,282 ■ 13,545 ■ 13,545 ■ 軽自動動車検密	・ 独人 ・ 査 ※は査にし全(登ら※算報出転 3,901,493 ・ 独人 ・ 査 ※は査にし全(登ら※算報出転 1,371,122 検 に自録る自別動勘出年又書の に自録る自別動勘出年又書の で検務と安 査か 決算支を

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
132	国土交通省	国 35 -5	自動車検査 (予備検査) [昭和26年度]	道路運送車両法 (昭和26年法律 第185号)第71条	自動車及び小型特殊自動車を除	自動車の所有者	・運輸支局 ・自動車検査独立行政法人 ・軽自動車検査協会	委託等
132	+	国 35 -6	(自動車の型式指			自車す購い動と本を名自締当すを 自車す購い動と本を名自締当すを 自業かし該をい動と当約って出ると者があるで、こと者があるで、 のようを業) に変われるを発し、 のようを業) に変われるで、 のようを業) に変われるで、 のようを業) に変われるで、 のようを業) に変われるで、 のようを業) に変われるで、 のようを業) に変われるで、 のようを業) に変われるで、 のようを のようで、 のまで、 のまで、 のまで、 のまで、 のまで、 のまで、 のまで、 のま	· 国土交通省 · (独)交通安全環境研究所	委託等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
運行の用に供しようとするとき	①個別 (全数) ②書検 ③検 ④ 一	○登録自動車: 国土交通大臣 ○軽自動車検告 自動車検告示] 「官報告示]	3か月	311, 248	○車・ ・ 400 1,100 ・独人 1,600 1,700 ・独人 1,600 1,700 軽自動車 1,100 1,400	・検法送手条・査運係1 国査人車数・軽協送手条 、独:両料第自会車数 自立道路開第条車動 に 両料 自立道路開第条車道法令 2動:両料 車政運係1 検路関第	車: - 11,236 - 自動行政 - 41,861 - 軽自動車検法 - 41,861 - 軽自動車検協会:	・独人・査 ※は査にし全(登ら※算報出転・独人・査 ※は査にし全(登ら※算報出転・1,371,122 検 に自録る自別動樹出年又書の。に自録る自別動樹出年又書の。い車事費車計検)の決ら計で検務と安 査か 決算支を
任意のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	①型書の施)(参加では、1000年)(全国の地では、1000年)(第一年のでは、1000年)(では、1000年)(では、1000年)(では、1000年)(では、1000年)(では、1000年)(では、1000年)(では、1000年)(では、1000年)(では、1000年)(中国の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	国士交通大臣[官報告示]	なし		○置た 26,000 ~ 420,000 ~ 420,000 ~ 1指要を額 の : 420,000 ~	道法令第1条	1, 620	・全所 ※は査にし全(勘出※安所は通究定※算報出転1、901,493 安 101,010 交研 101,010 で研 101,010 で研 101,010 で研 101,010 で研 101,010 で研 101,010 で研 200,010 で研 200,010 で

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
132	土	35	自動車検査 (特定装置の型式指 定) [平成10年度]	(昭和26年法律	特定装置(装置型式指定規則第2条第1項で定める特定装置。灯火器、チャイルドシート、運行記録計等)	装置す特をです。 (出すは置し特る含物では、ないのでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きないでは、大きないでは、大きないが、大きないが、大きないが、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、は、いきないが、大きないが、大きないが、大きないが、いきないは、いきないがいが、いきないが、いきないが、いきないが、いきないが、いきないが、いきないがいが、いきないがいがいが、いきないがいが、いきないがいが、いきないがいが、いきないがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがい	· 国土交通省 · (独)交通安全環境研究所	委託等
133			検査対象外軽自動車 等の型式認定 [昭和34年度]	道路運送車両法 施行規則(昭和 26年運輸省令第 74号)第62条の 3	動車及び原動機付自転車 ・検査対象外軽自動車:オート バイ(排気量126~250cc)等	検査対象外軽自動車、小型特殊自動車で、小型特殊自動車とする場合を業を支付自転車の製作を業を支付を表するのでは、 を対している者ができます。 がある者がでいる者がでいる者ができます。 がある者がでいる者がでいる者ができます。	国土交通省	直轄
134			原動機付自転車用原動機の型式認定 [昭和34年度]	道路運送車両法 施行規則(昭和 26年運輸省令第 74号)第67条第 1項	原動機付自転車用原動機	原動機付自転車用原動機 の製作を業とする者	国土交通省	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
任意の時間にはいる。というでは、はいるでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	①型書(現本) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		なし	183	50,000	道路運送車両半	915	・全所 ※は査にし全(勘出※安所は通究定※算報出転: 3,901,493 : 101,010 (2年) : 101,010 (2年) : 101,010 (2年) (2年) (2年) (2年) (2年) (2年) (2年) (2年)
るため、実施時	①型書(動事を施) ・検事の施) ・大変音等を施) ・大変音等を施) ・大変音等を施) ・大変音等を施) ・大変音等を施) ・大変音等を施) ・大変音等を施) ・大変音等を施 ・大変音を表して、 ・大変音を表して ・大変音を表して ・大変音を表して ・大変音を表して ・たる ・大変音を表して ・大変音を表して ・大変音を表して ・大変音を表して ・大変音を表して ・大変音を表して ・大変音を ・大変を ・大変音を ・大変を ・大変を ・大変を ・大変を ・大変を ・大変を ・大変を ・大変	国士交通大臣 [型式認定番号 を官報告示]	なし	65	0		0	3,901,493 ※登係て特動定出※算額記。 ※登係で特動定出※算額記。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
任意のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	①型書(原動機の施)のでは、1000円の	国土交通大臣 [型式認定番号 の付与]	なし	0	0		0	3,901,493 ※登係て特動定出※算額記。 ※登係で特動定出※算額記。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

番号 1	名	号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
135	国土交通省	国 38	自動車ターミナルの 検査 [昭和34年度]	自動車ターミナル法(昭和34年 法律第136号)第 15条	備	専用バスターミナルを設 電した一般乗合旅客自動 車運送事業者、専用バス ターミナルの構造又は設 備を変更した一般乗舎 備を動車運送事業者	国土交通省	直轄
136		国 39	[昭和40年度]	· 河 法 (昭和 39年 第 30年 第 30年 第 30年 第 30年 第 1 項 河 14 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	・河川法第44条の第1項のダム ・河川管理施設と効用を兼ねる工 作物 ・堤防を開削して設置される工作 物	ダム等の工作物を新築 し、又は新築する者	<ul><li>国土交通省</li><li>地方公共団体</li></ul>	直轄
	土交通省	40		法(昭和36年法 律第191号)第13 条		宅地造成に関する工事の 許可を受けた者	都道府県、指定都市、中核市、 特例市、地方自治法第252条の 17の2の規定に基づき当該事務 を処理することとされた市町村	直轄
138			開発行為に関する工事の完了検査 事の完了検査 [昭和44年度]	都市計画法(昭 和43年法律第100 号)第36条	開発行為に関する工事	開発許可を受けた者	都道府県、指定都市、中核市、 特例市、地方自治法第252条の 17の2の規定に基づき当該事務 を処理することとされた市町村	直轄

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
専用バスター リールを開かれる リールを開かれる リールで リールで リールで リールで リールで リールで リールで リールで	①個別(全数) ②書面 ③— ④—	国土交通大臣 [確認証の交 付]	検査を受けた構造・設備に変更がない限り有効	1	0		0	0
	①個別(全数) ②書面·実地 ③現地 ④—	河川管理者[合格通知]	検査を受けた工作 物に改築がない限 り有効	不詳	0	_	0	0
許可を受けた宅 地造成に関する 工事を完了した とき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④—	都指市 中本 中本 中本 中本 中本 中本 中本 17 の 17 の 17 の 18 中本 中本 252 年 中本 中本 252 年 中本 17 の 25 年 17 の	なし	不詳		地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳
完了届受理後随 時	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④—	指定都市・中核	検査を受けた土地 において新たに開 発行為を行わない 限り有効	19, 035	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳

号 1	省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
139		42	構造方法等の認定 [平成12年度]	建築基準法(昭 和25年法律第201 号)第68条の26 等	構造方法、建築材料又はプログラム	者	指定性能評価機関:(財)日本建築の(財)日本建築の(財)日本建築の(財)日本建築の(財)日本建築の(財)日本建築の(財)日本建築の(財)日本建築の(財)日本建築の(財)日本建築の(財)日本建築の(財)日本建築の(財)日本に対の(財)日本に対の(財)日本に対の(財)日本に対の(財)日本に対の(地)日本に対して、(社)日本に対して、(は)日本に対して、(	薦

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
性能評価の申請	① 個書を ② 3 検 ④ (全数) ② 3 検 ④ (4 )	国土交通 で	な	不詳	300, 000 ~ 2, 000, 000		築・験・リ・築所・築機・学・料・績・財評構・術・築・震・構・宅や財と、財ど、財治・別合・別介・別介・別介・別介・別が、別かいのでは、関で、財が、別の本昇・7林:1本会 1を名べて9日は、財産、財産、財産、財産、財産、財産、財産、財産、財産、財産、財産、財産、財産、	・築 ・験 ・リ ・築所 ・築機 ・学 ・料 ・績 ・財評構 ・術 ・築 ・震 ・構 ・宅セ (財ビ (財ビ (財ビ (財ビ (財ビ (財)))) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1)

番号 1	府省名	号	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
140			型式適合認定 [平成12年度]	建築基準法(昭 和25年法律第201 号)第68条の10 等	建築物の部分又は工作物の部分	型式適合認定の申請者	指定認定機関:(財)日本建築設備・昇降機センター、(財)日本建築センター、(財)日本建築センター、(財)日本建築総合計算所、(財)日本建築総合計算所、(財)日本機構造協会、(財)日本機構造協会、(財)日本住宅・木材技術センター等	薦
141		国 44		建築基準法(昭 和25年法律第201 号)第6条、第 7条等	建築物、建築設備及び工作物	建築物等を建築する者	・建築主事 ・指定確認検査機関:(財)日本 建築設備・昇降機センター、(財)日本建築センター、(財)日本建築センター、(財)日本建築会合試験所、(財)住宅保護構、(財)北海道建築住宅センター、(財)宮城県建設センター、「東県建築センター、大乗」は、(財)山口県建築住宅セン株コ、(財)山口県建築住宅セン、(財)山口県建築住会社、(財)山口県建築は会社、(財)山口県建築は会社、(財)山口県建築は会社、(財)山口県建築は会社、(財)沖縄県建設技術センター等	委託等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
認定を受けようとするとき	①型式 ②書 ③— ④—	指定認定機関 [認定書の交 付]	a b	不詳	31,000 ~ 1,000,000	建築基準法施行規則第11条の2の3	築・験・夕グ・築所・築機・宅セン)0建・験・タグ・築所・築機・宅セセッ(財ン)リサン・ビー日試 日・クロボーター は対ーク・スーク は 1 大口 日本 日本 1 大口 1 大	<ul> <li>・築 ・験 ・タグ ・築所 ・築機 ・宅セ ・構りと (財ン (財ン (財)) ・ 関急: (財) ・ 関心 (財) ・ 対 (対) ・ 関心 (対) ・ 対 (対) ・</li></ul>
○建築確認:建 集物では 集物でで まり ので は を は を は を は る の で り る の で た の で た た う た う た う た う た う た う た う た う た う	①個別(全数) ②書面·実地 ③現地 ④—	建築主事、指定 確認検査証、検 で で で で で で で で で で で で で で で で の で の	なし	○建築確認: 581,386 ○完了検査: 482,450	不詳	地方公共団体 及び指機関が 検査機関が 自 で決定	不詳	不詳

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
142		45	工場生産浄化槽の型 式の認定 [昭和60年度]	58年法律第43	工場で製造される浄化槽の型式 (基本型式及び類似型式(基本型 式に対して重要でない部分のみが 異なる型式))	浄化槽を工場において製造しようとする者	地方整備局、北海道開発局、内 閣府沖縄総合事務局	直轄
	土交通省	46	港湾の施設の技術上 の基準への適合性確 認 [平成19年度]	年法律第218号) 第56条の2の2	港湾法施行規則第28条の 2	港湾施設の管理者等	・(財)沿岸技術研究センター ・(社)寒地港湾技術研究セン ター	委託等
144	土	47 -1	特定特殊自動車の検 査※ (特定原動機の型式 指定) [平成18年度] <経済産業省(94)、 環境省(149)と共管 >	排出ガスの規制	型式指定特定原動機	特定原動機製作等事業者	・(社)日本建設機械化協会 ・(財)日本自動車輸送技術協会	推薦等
144	土	47 -2	特定特殊自動車の検 査※ (少数生産車の承 認) [平成18年度] <経済産業省(94)、 環境省(149)と共管 >	特定特殊自動車 排出ガスの規制 等に関する法律 (平成17年法律 第51号)第12条	少数生産車	業者	経済産業省、国土交通省、環境 省	直轄
144	土	47 -3	特定特殊自動車の検 査※ (特定特殊自動車の 技術基準適合の確 認) [平成18年度] <経済産業省(94)、 環境省(149)と共管 >		使用の開始前に、主務大臣の検査 を受ける特定特殊自動車	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第 17条第1項ただし書の確認を受けようとする者	・(社)日本建設機械化協会 ・(財)日本自動車輸送技術協会	推薦等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
浄化槽を工場に おいて製造しよ うとするとき	①型式 ②書面 ③— ④—	浄化・ 神と 神と 神と 神と 神と 神と 神と でも 地方を がま を 管備 開 長 発 に 表 及 に 表 の に ま を で は ま を で は ま を に ま を に ま を に ま を に ま を に ま を に ま を に ま を に ま を に を に を に を に を に を に と に と に と に と に と に と に に と に と に と に と に と に と に と に と に と に と に に と に と に と に と に と に と に と に と に と に と に に と に と に に に に に に に に に に に に に	5	246	~	登録免許税法 第2条及び別 表第1第145 号1	・基本: 360 ・類似: 309	・基本: 16 ・類似: 41
港湾施設 (適合 性確認対象施 設) を建設又は 改良しようとす るとき	①個別(全数) ②書面 ③一 ④—	・国土交通大臣 ・(財)沿岸技術 研究センター ・(社)寒地港湾 技術研究セン ター 「確認証及び通 知書の交付」	なし	35	839, 000 ~ 3, 360, 000	条の21及び別表 ・(財)沿岸技	・(財)沿岸技 術センター: 5,066 ・(社)寒地港 湾技術研究セ	・国: 0 ・(財)沿岸技 術センター: 5,178 ・(社)寒地港 湾技術研究セ ンター: 294
型式指定を受けようとするとき	①型式 ②実地 ③現地 ④—	経国生産 (基本 ) (基本	なし	1	81,900 〜 516,600 +交・通費 ※検査条件に より異なる	登録検査機関が独自で決定		57 【財団法人日 本自動車輸送 技術協会】
承認を受けようとするとき	①型式 ②書面 ③— ④—	経済産業大臣、 国土交通大臣、 環境大臣 『少数生産車承 認通知書の交付 及び承認番号等 の告示]	なし	150	19,300 (電子申請の 場合19,100)	特定特殊自動 車排出が開 規制等に施行 高 第 7 条 第 2 号 第 2 号	274	不詳
特定特殊自動車の使用の開始前	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④—	経済産業大臣、 国土交通大臣、 環境大臣 [確認証の交 付]	なし	90	19,950 〜 467,250 +交通費 ※検査条件に より異なる。	登録検査機関 が独自で決定	• /	288 【財団法人自 動車輸送技術 協会】

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
145	境	環 01 -1	浄化槽の検査(設置後番の) [昭和60年度]	净化       158         58       158 <t< td=""><td>新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽</td><td>浄化槽管理者</td><td>・た代表学生査健協と会社と、お子覧に生神神と、大学の関係を表す、大学の関係には、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の</td><td>委託等</td></t<>	新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽	浄化槽管理者	・た代表学生査健協と会社と、お子覧に生神神と、大学の関係を表す、大学の関係には、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	委託等

手数料	
実施時期 実施方法 合格付与権者 [合格付与方法] 有効期間(年) 実施件数 (21年度) 額(円) 根拠法令等 手数 (万)	実施費用 料収入 5円)
設置文は構造変 支後3か月を経 通した日から5 か月間の間  「機能変配の付 与」  「機能変配の付 与」  「機能変配の付 」  「機能変配の 」  「他能変配の 」  「他能変配の 」  「他能変配の 」  「他能変配の 」  「他を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	不詳不詳

番号1	省	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
14	境	01	净化槽の検査 (定期検査) [昭和60年度]	浄化槽法(昭和 58年法第43 号)第11条	净化槽	净化槽管理者	・た代森岩生査健協ン会(社)県浄査会会の場所という。 ・た代本泉中で全会のは、対、大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大	委託等

					手数料			
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入(万円)	実施費用 (万円)
年1回	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④運転中	指定検査機関 [検査済証の付 与]	1	不詳	不詳	指定検査機関 が独自で決定	不詳	不詳
	<ul><li>④運転中</li></ul>							

番号1	府省名	号	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
146	境	02 - 1	一般廃棄物処理施設 の検査 (一般廃棄物処理施 設の使用前検査、変 の作業を受けた 東の許事物処理施設 使用前検査) 使用前検査 [平成4年度]	び清掃に関する 法律(昭和45年 法律第137号)第 8条の2第5項	都道府県知事又は政令市の長の許可(変更許可を含む。)を受けた 可(変更許可を含む。)を受けた 一般廃棄物処理施設	都道府県知事又は政令市 の長の許可(変更許可を 含む。)を受けた一般廃 棄物処理施設の設置者	都道府県又は政令市	直轄
	境省	02 - 2	一般廃棄物処理施設 の検査 (一般廃棄物の最終 処分場の廃止の確 認) [平成10年度]	び清掃に関する 法律(昭和45年 法律第137号)第 9条第5項及び 第9条の3第10 項	都道府県知事又は政令市の長の許可を受けた又は届出があった一般 廃棄物の最終処分場	一般廃棄物の最終処分場 を廃止しようとする者	都道府県又は政令市	直轄
147	境	03 -1	産業廃棄物処理施設 の検査 (産業廃棄物処理施 設の使用前検査、変 更の許可を受けた設 の使用前検査) 使用前検査 [平成4年度]	び清掃に関する 法律(昭和45年 法律第137号)第 15条の2第5項	設置許可又は変更許可を受けた産 業廃棄物処理施設	設置許可又は変更許可等 を受けた者	都道府県、政令で指定する市	直轄
147	境	03	産業廃棄物処理施設 の検査 (産業廃棄物の最終 処分場の廃止の確 認) [平成10年度]	び清掃に関する	産業廃棄物の最終処分場	産業廃棄物の最終処分場 を廃止しようとする者	都道府県、政令で指定する市	直轄
148		04	新規化学物質の届出 に基づく審査※ [昭和48年度] 〈厚生労働省(41)、 経済産省(86) と共 管〉	化学物質の審査 及び製造等の規 制に関する法律 (昭和48年法律 第117号)第4条	新規化学物質	新規化学物質の製造又は 輸入しようとする者	薬事・食品衛生審議会、化学物 質審議会、中央環境審議会の合 同委員会	直轄
149	境	05 -1	特定特殊自動車の検 査※ (特定原動機の型式 指定) [平成18年度] (経済産業省(94)、 国土交通省(144)と 共管>	排出ガスの規制	型式指定特定原動機	特定原動機製作等事業者	• (社)日本建設機械化協会 • (財)日本自動車輸送技術協会	推薦等
	境省	05 -2	特定特殊自動車の検 査※ (少数生産車の承 認) [平成18年度] <経済産業省(94)、 国土交通省(144)と 共管>	排出ガスの規制 等に関する法律 (平成17年法律 第51号)第12条	少数生産車	業者	経済産業省、国土交通省、環境 省	轄
149	境	05 -3	特定特殊自動車の検 査※ (特定特殊自動車の 技術基準適合の確 認) [平成18年度] <経済産業省(94)、 国土交通省(144)と 共管>	排出ガスの規制	使用の開始前に、主務大臣の検査 を受ける特定特殊自動車	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第 17条第1項ただし書の確 認を受けようとする者	• (社)日本建設機械化協会 • (財)日本自動車輸送技術協会	推薦等

						手数料		
実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	実施費用 (万円)
使用を開始しようとするとき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事又 は政令市の長 [一]	なし	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
最終処分場を廃 止しようとする とき	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事又 は政令市の長 [一]	なし	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
設置許可又は変 更許可を受けた 産業廃棄物処理 施設の使用前	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④一	都道府県知事、 政令で指定する 市の長 [一]	なし	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
産業廃棄物の最 終処分場の廃止 の前	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④一	都道府県知事、 政令で指定する 市の長 [一]	なし	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
をしようとする とき	①— ②書面 ③— ④—		なし	577	0		不詳	879 (新規化学物 質審査等事務 の予算額)
型式指定を受けようとするとき	①型式 ②実地 ③現地 ④—	経済定業大臣、 選先で通光で 環境特定原動機型 で通が指定の がおけたで がおいた。 では での での での での での での での での での での	なし	1	81,900 〜 516,600 +交通費 ※検査条件に より異なる。	登録検査機関が独自で決定	【(財)日本自	57 【(財)日本自 動車輸送技術 協会】
承認を受けようとするとき	①型式 ②書面 ③— ④—	経済産業大臣、 国土交通大臣、 環境大臣 『少数生産車承 認通承認番号等 の告示』	なし	150		特定特殊自動 車排出が関係 規制等に施行す 第7条第1項 第2号	274	不詳
特定特殊自動車の使用の開始前	①個別(全数) ②実地 ③現地 ④—	経済産業大臣、 国土交通大臣、 環境大臣 [確認証の交 付]	なし	90	19,950 〜 467,250 +交通費 ※検査条件に より異なる。	登録検査機関 が独自で決定	390 【(財)自動車 輸送技術協 会】	288 【(財)自動車 輸送技術協 会】

- (注) 1 各府省の報告に基づき当省が取りまとめ作成したものである。
  - 2 検査検定制度については、平成22年7月1日現在で設けられているものについて整理し、記載している。
  - 3 「番号1」欄は、全検査検定制度の通し番号を、「番号2」欄は、検査検定制度を所管する府 省ごとの通し番号を記載している。
  - 4 「制度名[創設年度]」欄の「創設年度」については、当該検査検定制度が創設された年度を 記載している。
  - 5 「根拠法令等」欄は、当該検査検定制度の根拠法令等を記載している。
  - 6 「対象品目」欄は、当該検査検定の対象となる製品、施設・設備の名称を記載している。
  - 7 「受検者」欄は、当該検査検定を受ける受検者の範囲を記載している。
  - 8 「実施主体の名称等」欄は、当該検査検定を実施する者を記載している。
  - 9 「実施形態」欄は、以下の区分に基づき記載している。
    - ① 「直轄」: 当該事業を国や都道府県が直接実施しているもの
    - ② 「委託等」:事務の内容等を法令等で定め、国又は都道府県が当該事務を国及び都道府県以 外の特定の法人に制度的に行わせているもの及びこれらに類する事業として、当 省において整理したもの
    - ③ 「推薦等」:法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人 が独自に行っている事業について、制度的に国、都道府県が関与を行うもの及び これらに類する事業として、当省において整理したもの
  - 10 「実施時期」欄は、当該検査検定を実施する時期を記載している。
  - 11 「実施方法」欄は、以下の事項について記載している。
    - ① 「型式」:型式検定、「個別」:個別検定
    - ② 「書面」:書面検査、「実地」:実地検査
    - ③ 「検査場内」: 指定した検査場に持ち込んで検査検定を実施するもの 「現地」: 検査検定対象が接地されている場所で検査検定を実施するもの
    - ④ 「運転中」: 検査検定対象を通常どおり稼働させたまま検査検定を実施するもの 「運転停止」: 一度停止して検査検定を実施するもの
  - 12 「合格付与権者 [合格付与方法]」欄は、当該検査検定において合格付与権限を有する者を記載するとともに、合格付与方法を記載している。
  - 13 「有効期間(年)」欄は、当該検査検定の有効期間(年)を記載している。
  - 14 「実施件数 (21 年度)」欄は、平成 21 年度における当該検査検定の実施件数を記載している。
  - 15 「手数料」欄は、受検者が当該検査検定を受けるに当たって納付する手数料額(円)を記載するとともに、その額の根拠法令を記載している。
  - 16 「手数料収入」欄は、平成21年度における、当該検査検定に係る手数料収入の総額を記載している。
  - 17 「実施費用」欄は、平成21年度における、当該検査検定に要した費用の総額を記載している。
  - 18 「一」は該当がないものを示す。
  - 19 「不詳」は所管府省において把握されていないなど、集計資料がないものを示す。